

加茂市都市計画マスタープラン(案) (現状整理)

2023(令和5)年 10月 24日時点

新潟県加茂市

目次

第1章 計画の位置づけと背景

1. 都市計画マスタープランとは.....1
2. 都市計画マスタープランの構成.....2
3. 計画目標年次と対象区域.....2

第2章 加茂市の現状と課題

1. 加茂市の現状.....3
2. 上位・関連計画の概要.....51
3. 市民意向調査.....●
4. 都市づくりの課題.....●

第3章 都市の将来像

1. 将来都市像.....●
2. 都市づくりの目標.....●
3. 人口フレーム.....●
4. 将来都市構造.....●

第4章 都市整備の方針

1. 土地利用の方針.....●
2. 市街地整備の方針.....●
3. 都市施設の整備方針.....●
4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針.....●
5. 都市景観形成の方針.....●
6. 都市防災の方針.....●

第5章 地域別の方針

1. ●●地域.....●
2. ●●地域.....●
3. ●●地域.....●
4. ●●地域.....●
5. ●●地域.....●

第6章 実現にむけて

1. ●●.....●
2. ●●.....●

第1章 計画の位置づけと背景

1. 都市計画マスタープランとは

1-1 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

加茂市では、これまで都市計画マスタープランを策定しておりませんが、近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、環境・エネルギー問題の深刻化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、情報化やグローバル化の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化しております。

また、加茂市では、令和3年度に四半世紀ぶりとなる「加茂市総合計画」を策定し、「笑顔あふれるまち 加茂」をまちの将来像に掲げ、各分野の施策を進めようとしています。

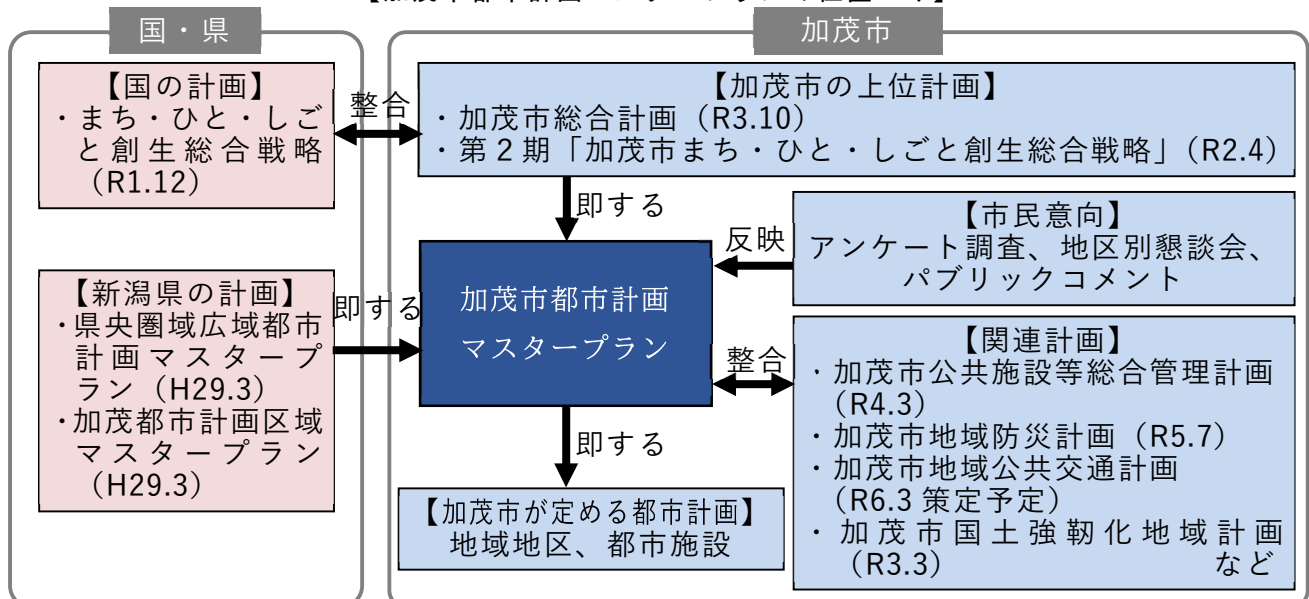
都市計画マスタープランは、上記の点を踏まえ、おおむね20年後の都市の姿を展望し、「加茂市総合計画」に掲げた将来像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標と、適正な土地利用及び保全の誘導、都市施設の整備等に関する方向性を示し、都市計画行政に関する長期的な指針として活用するものです。

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、県が策定する「加茂都市計画区域マスタープラン」や加茂市が策定する「加茂市総合計画」などの上位計画に即し、土地利用、交通、防災等の様々な分野の関連計画との整合を図ります。

また、計画策定にあたっては、アンケート調査などによって住民意向を十分に反映して、策定を行うものとします。

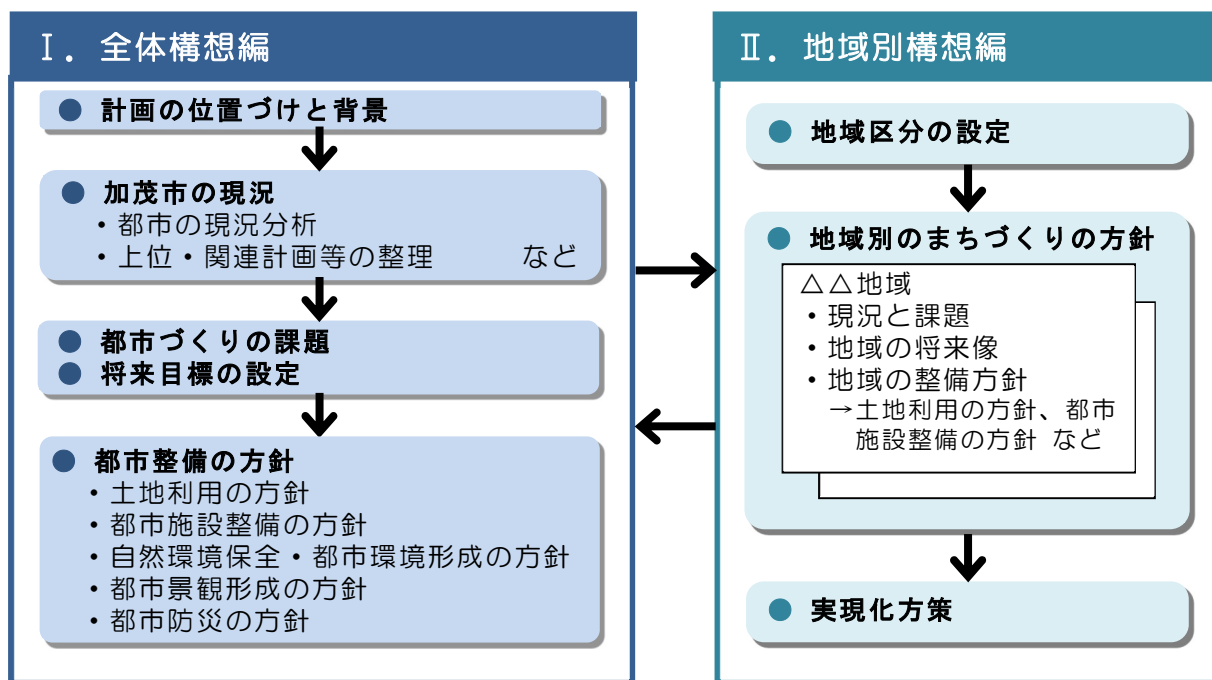
【加茂市都市計画マスタープランの位置づけ】



2. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、下図に示すとおり、「Ⅰ. 全体構想」と「Ⅱ. 地域別構想」で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築します。

【計画の構成】



3. 計画目標年次と対象区域

本計画では、基準年を令和6年度（2024年度）とし、目標年次を20年後の令和26年度（2044年度）とします。

ただし、加茂市の上位計画との整合性や、社会経済情勢などの変化への対応が求められる場合は、計画期間中においても必要に応じ適宜見直しを検討します。

また、都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、農村集落や山林などの自然環境を含めた一体的な都市づくりの観点から、計画対象区域は、加茂市全域とします。

第2章 加茂市の現状と課題

1. 加茂市の現状

1-1 都市の概況

(1) 位置・地勢

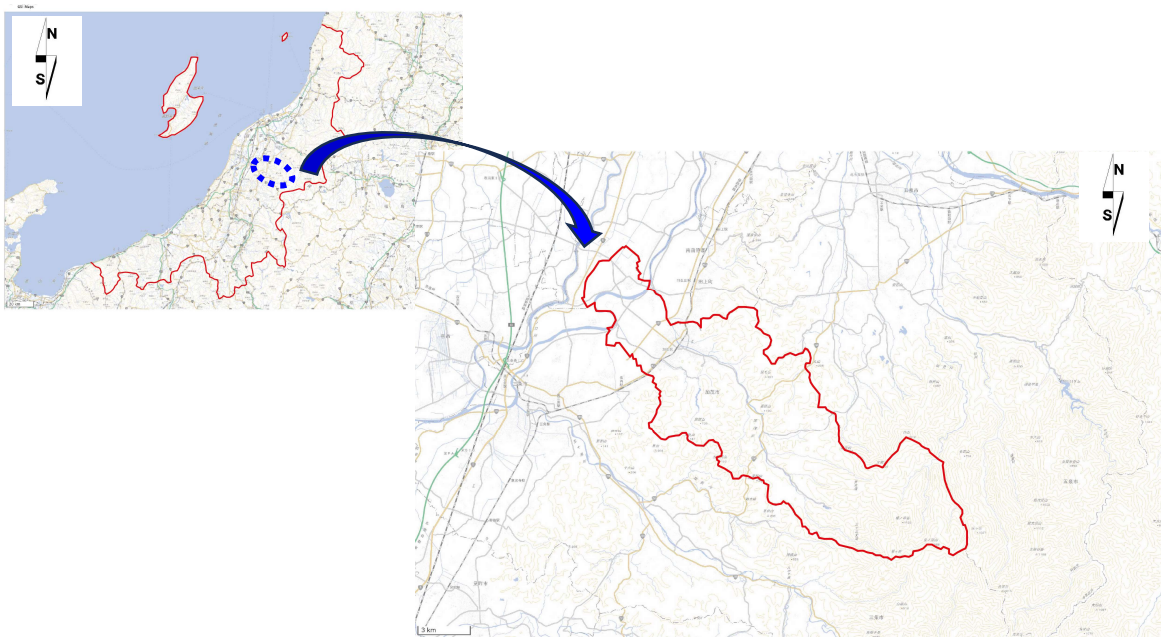
加茂市は新潟県のほぼ中央に位置しており、東西に細長く、北は新潟市、田上町、東は五泉市、西から南は三条市に接しています。

市西部は越後平野、東部は新津丘陵に属する山地であり、東端には粟ヶ岳（標高1,293m）がそびえています。

市街地は三方を山に囲まれ、中心部を加茂川が縦貫し、市西部で信濃川に合流しています。また、市街地に隣接した加茂山は、県の木である雪樺の群生地となっています。

加茂市は、古くから京都との関わりがあり、市内の中心を加茂川が流れ、いくつもの橋が架かる風景に、三方を山に囲まれた地形も京都と似ていることから、「北越の小京都」とも呼ばれています。

【加茂市の位置】



[出典：国土地理院 (<https://www.gsi.go.jp/top.html>) ※地理院地図を加工して作成]

(2) 沿革

加茂の発祥は、6世紀頃、青海首（あおみのおびと）と呼ばれる一族がこの地を開拓し、青海神社を創建したことが始まりと伝えられています。

794年（延暦13年）、桓武天皇による平安遷都の折に、加茂の地が京都の賀茂神社の社領となり、青海神社の鎮座地に上賀茂神社と下賀茂神社の祭神が分霊されたことから、「加茂」と呼ばれるようになりました。

戦国時代、加茂地域は上杉氏の支配下にあり、加茂山公園の一角に要害山と呼ばれる砦跡（加茂城跡）がその名残を残しています。1598年（慶長3年）に上杉景勝が会津へ国替えさせられると、七谷は村松藩、そのほかの大部分は新発田藩領として、江戸時代後期まで過ごすことになります。

明治時代には、1889年（明治22年）の町村施行により、加茂、上条、狭口、加茂新田などが合併して加茂町となり、さらに1954年（昭和29年）に加茂町が下条村を編入して市制を施行し、その後、1955年（昭和30年）に七谷村、須田村を編入し、現在の加茂市となりました。

1-2 自然環境

(1) 気象

平成30年から令和4年の気温・降水量・降雪量の推移を見ると、平年値（5年間の平均）では、平均気温が13.7℃、最高気温が39.2℃、最低気温が-4.9℃となっています。

降水量については、平年値が1,957.4mmとなっていますが、令和2年以降、2,000mmを超えて多くなっています。

また、降雪量については、多い年の平成30年で降雪量580cm、最深積雪量130cmであり、少ない年の令和2年で降雪量42cm、最深積雪量15cmと、年によって降雪量に差が見られます。

【気温・降水量・降雪量の推移】

区 分	気温（℃）			降水量 （mm）	雪（cm）	
	平均	最高	最低		降雪量	最 深 積雪量
2018年（H30）	13.7	40.3	-6.5	1,431.0	580	130
2019年（R1）	13.8	39.5	-2.8	1,627.5	138	23
2020年（R2）	13.9	39.9	-4.7	2,199.0	42	15
2021年（R3）	13.6	38.9	-6.2	2,338.5	472	105
2022年（R4）	13.6	37.5	-4.3	2,191.0	362	65
平年値 （5年間の平均）	13.7	39.2	-4.9	1,957.4	318.8	67.6

[出典：加茂地域消防本部]

1-3 人口・世帯数

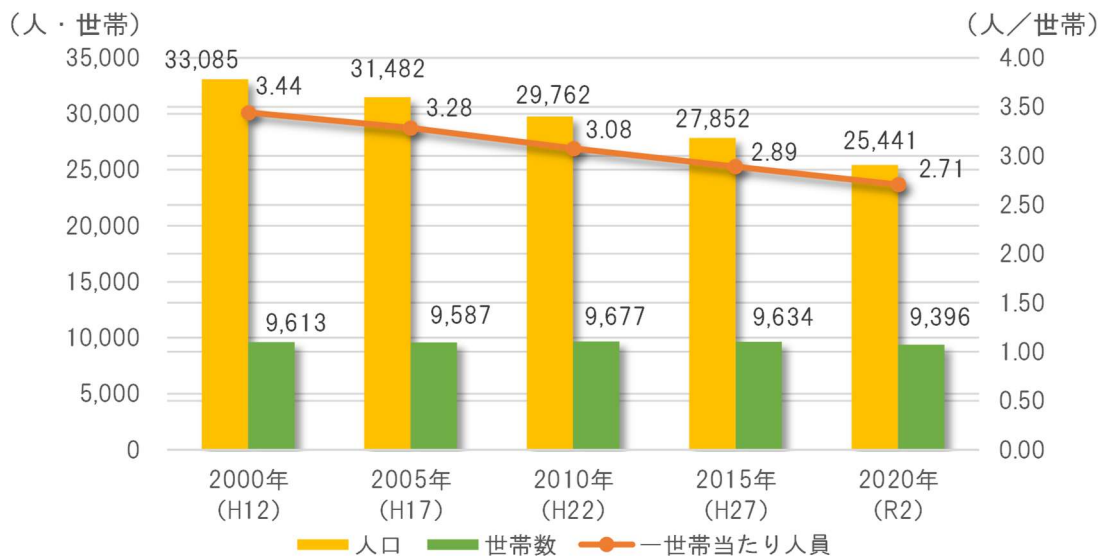
(1) 総人口・世帯数

平成12年から令和2年の国勢調査による総人口、世帯数の推移を見ると、総人口は減少しており、令和2年では25,441人となっています。また、世帯数は横ばいから平成22年以降は減少しており、令和2年では9,396世帯となっています。

このような総人口、世帯数の推移状況から、一世帯当たり人員は減少しており、令和2年では2.71人/世帯となっています。

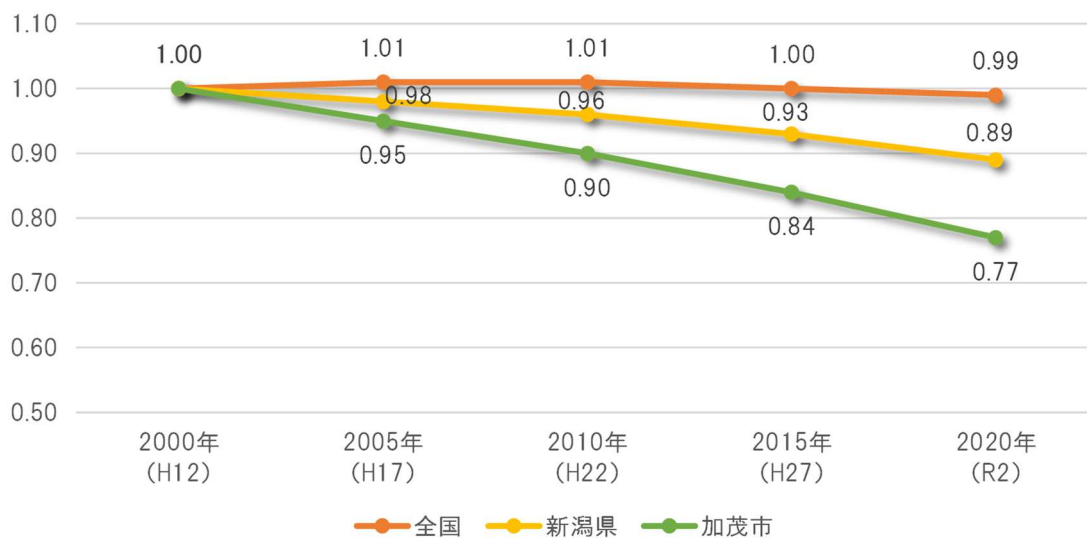
一方、平成12年を1.00とした加茂市、新潟県、全国の人口増減率の推移を見ると、令和2年では全国が0.99、新潟県が0.89であるのに対し、加茂市は0.77と全国や新潟県に比べ、減少率が大きくなっています。

【人口・世帯数、一世帯当たり人員の推移】



[出典：国勢調査]

【加茂市・新潟県・全国における人口増減率の比較】



[出典：国勢調査]

(2) 年齢別人口

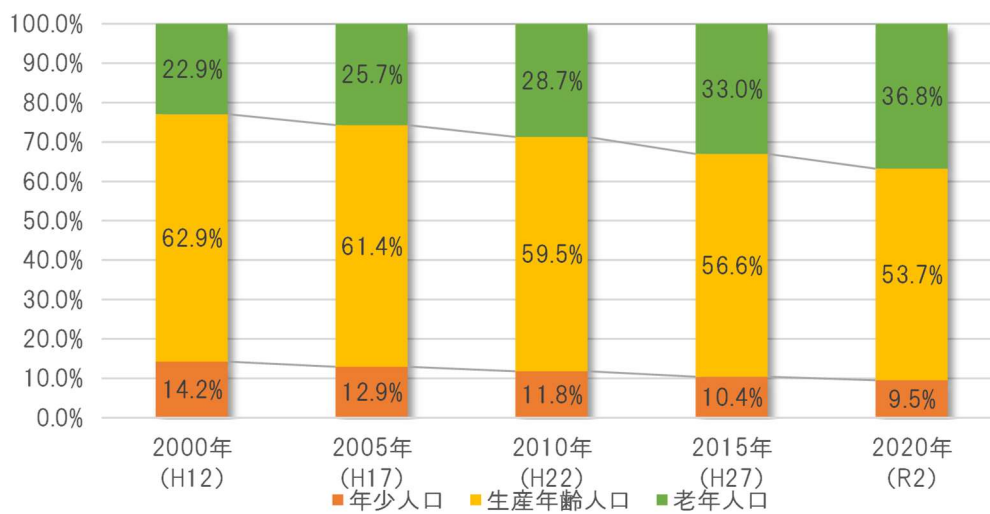
平成 12 年から令和 2 年の国勢調査による年齢 3 区分別人口割合の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）の割合は減少しており、令和 2 年では 9.5%となっています。

また、生産年齢人口（15 歳～64 歳）割合も減少しており、令和 2 年では 53.7%となっています。

一方、老年人口（65 歳以上）割合は増加しており、令和 2 年では 36.8%と全体の 4 割近くに迫っている状況です。

このような状況から、少子高齢化の進行、現役世代の減少が顕著となっていることがうかがえます。

【年齢 3 区分別人口割合の推移】

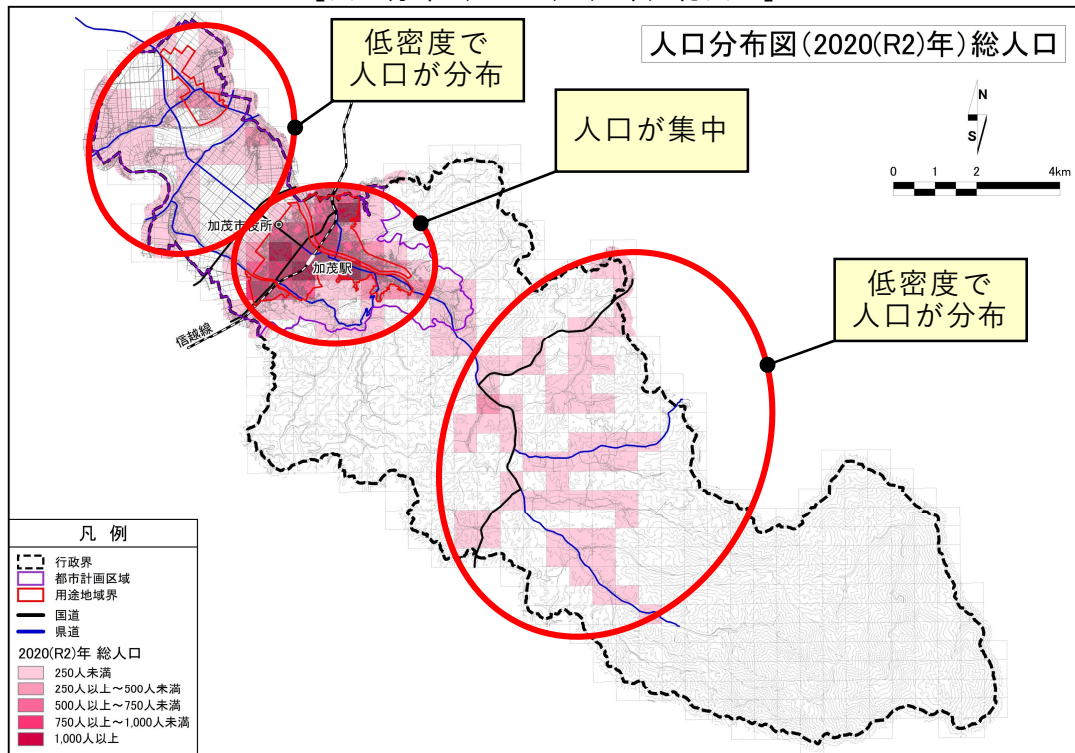


[出典：国勢調査（年齢不詳は含まず）]

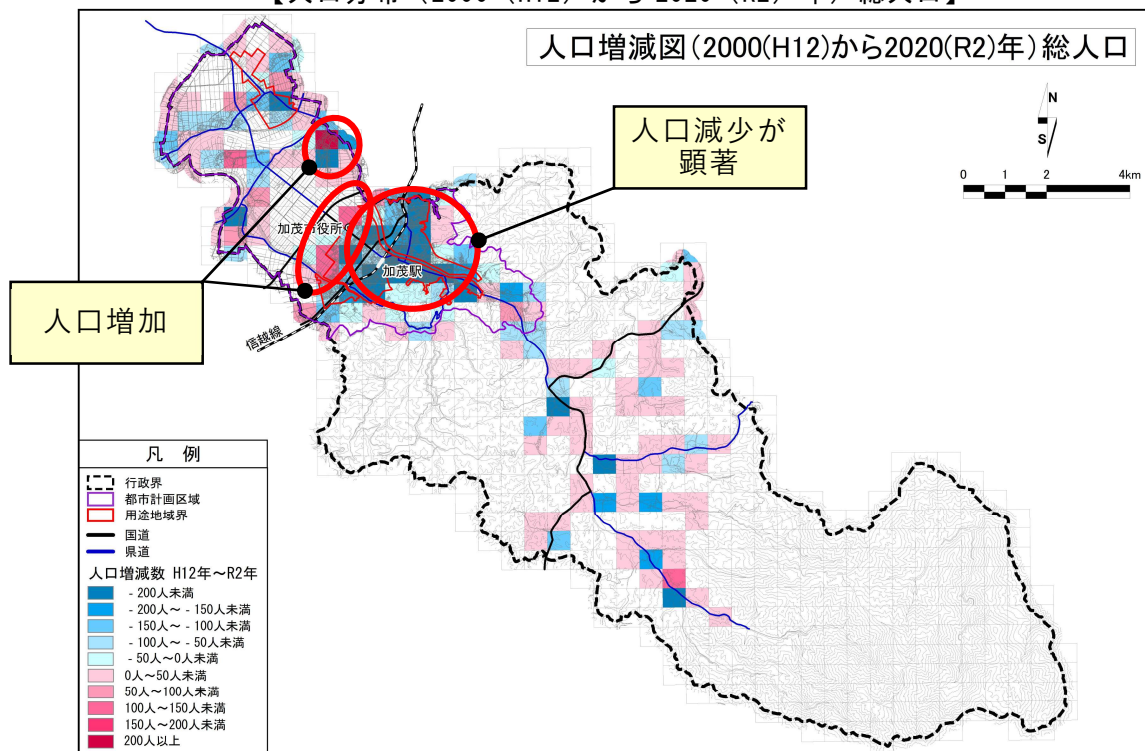
(3) 人口分布

令和2年の国勢調査による人口分布を見ると、加茂駅周辺の市街地（用途地域内）に人口が集中しています。また、西側の須田地区、加茂新田地区や都市計画区域外の集落にも低密度で人口が分布しています。平成12年から令和2年の推移を見ると、加茂駅周辺の市街地（用途地域内）の人口減少が顕著であるとともに、用途地域の縁辺部や加茂新田地区の一部において人口増加が見られます。

【人口分布（2020（R2）年）総人口】



【人口分布（2000（H12）から2020（R2）年）総人口】

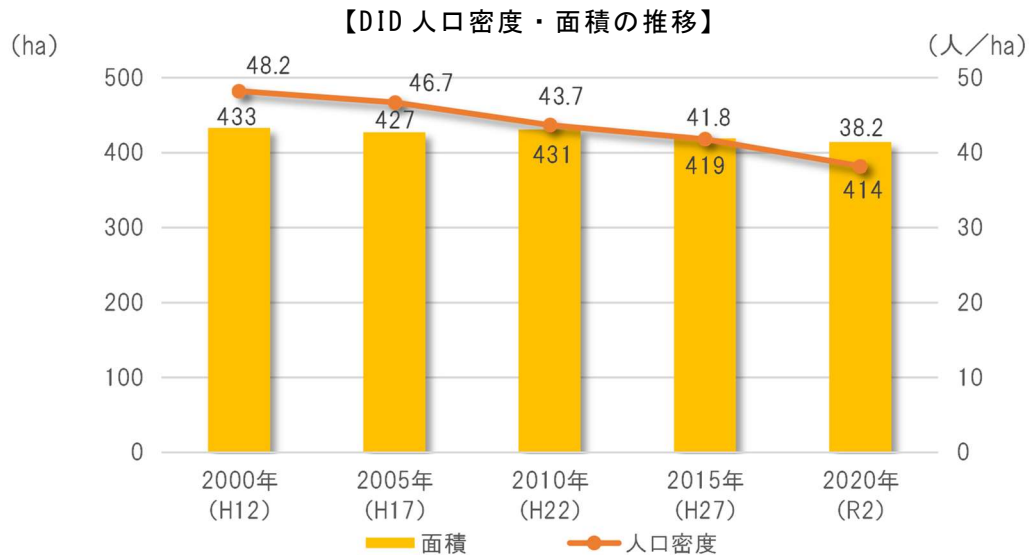


[出典：国勢調査]

(4) DID 人口密度・面積

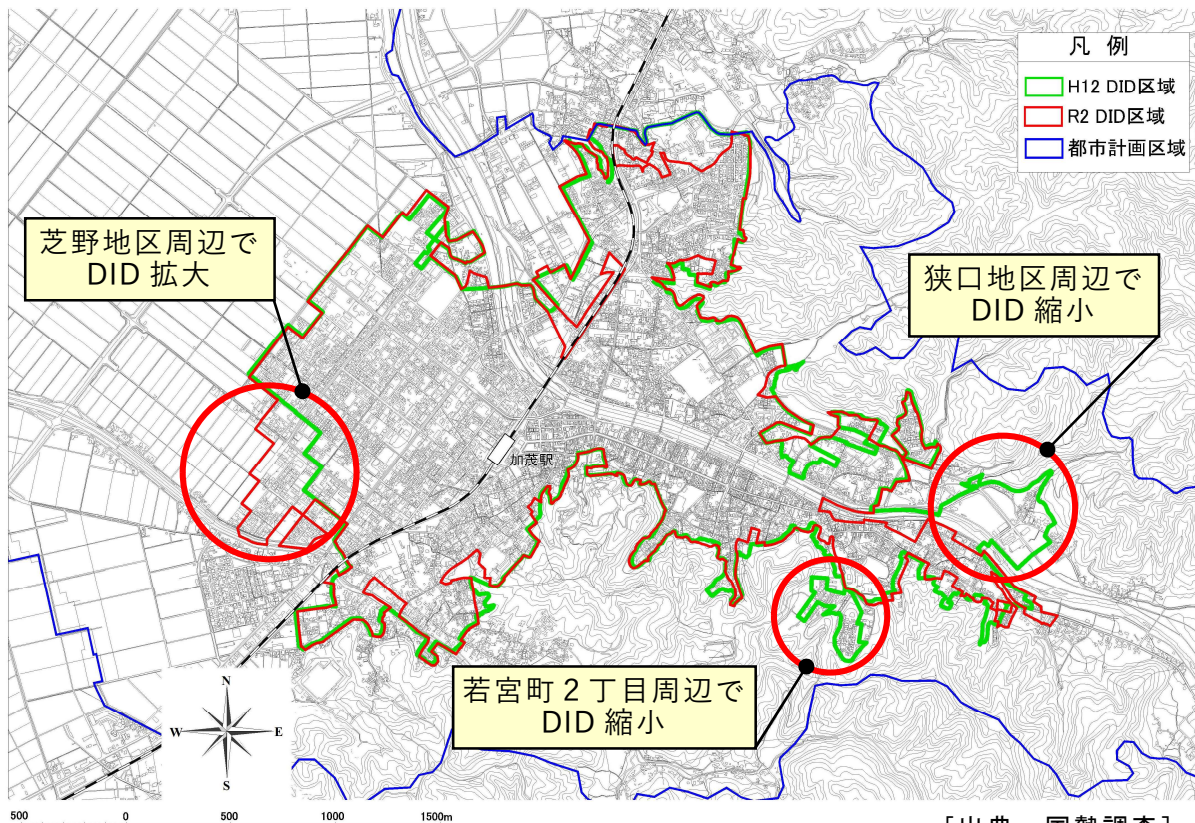
平成 12 年から令和 2 年の国勢調査による DID※人口密度・面積の推移を見ると、狭口地区周辺や若宮町 2 丁目周辺で DID が縮小し、芝野地区周辺で DID が拡大するなどの変化は見られますが、面積総数では約 410ha から約 430ha の間で推移しており、大きな変化は見られません。

一方、人口密度については、平成 12 年で 48.2 人/ha であったのが、平成 22 年で 43.7 人/ha、令和 2 年で 38.2 人/ha と減少が続いています。



[出典：国勢調査]

【DID の変遷】



[出典：国勢調査]

※DID (人口集中地区) とは、人口密度が 4,000 人/㎥以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区

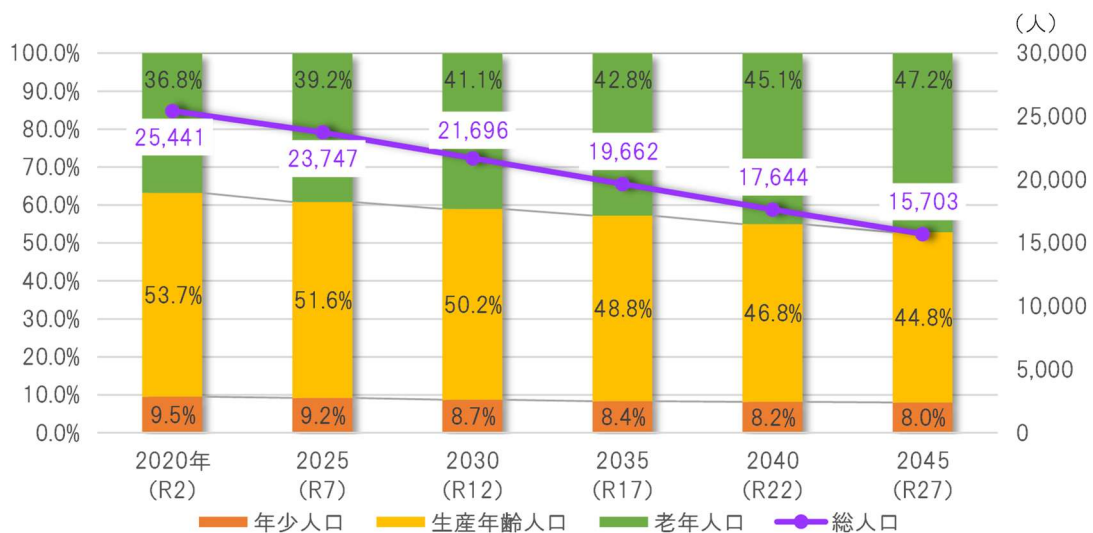
(5) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を見ると、加茂市の人口は今後も減少を続け、令和27年では約15,700人になることが推計されています。

また、年齢3区分別人口については、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）割合は減少し、令和27年でそれぞれ8.0%、44.8%まで減少することが推計されています。

一方、老年人口（65歳以上）割合は増加し、令和27年で47.2%と全体の5割近くに迫ることが推計されています。

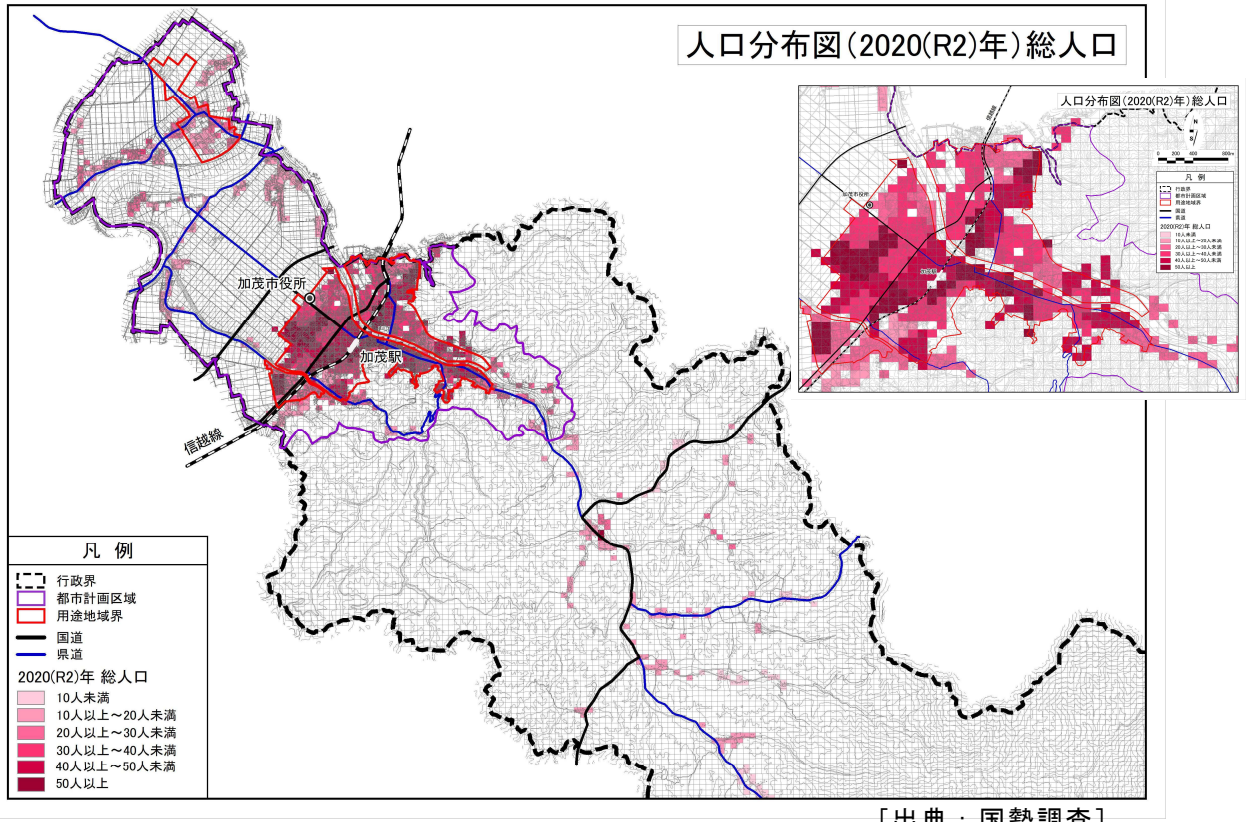
【将来人口と年齢3区分別人口割合の推計】



[出典：国立社会保障・人口問題研究所]

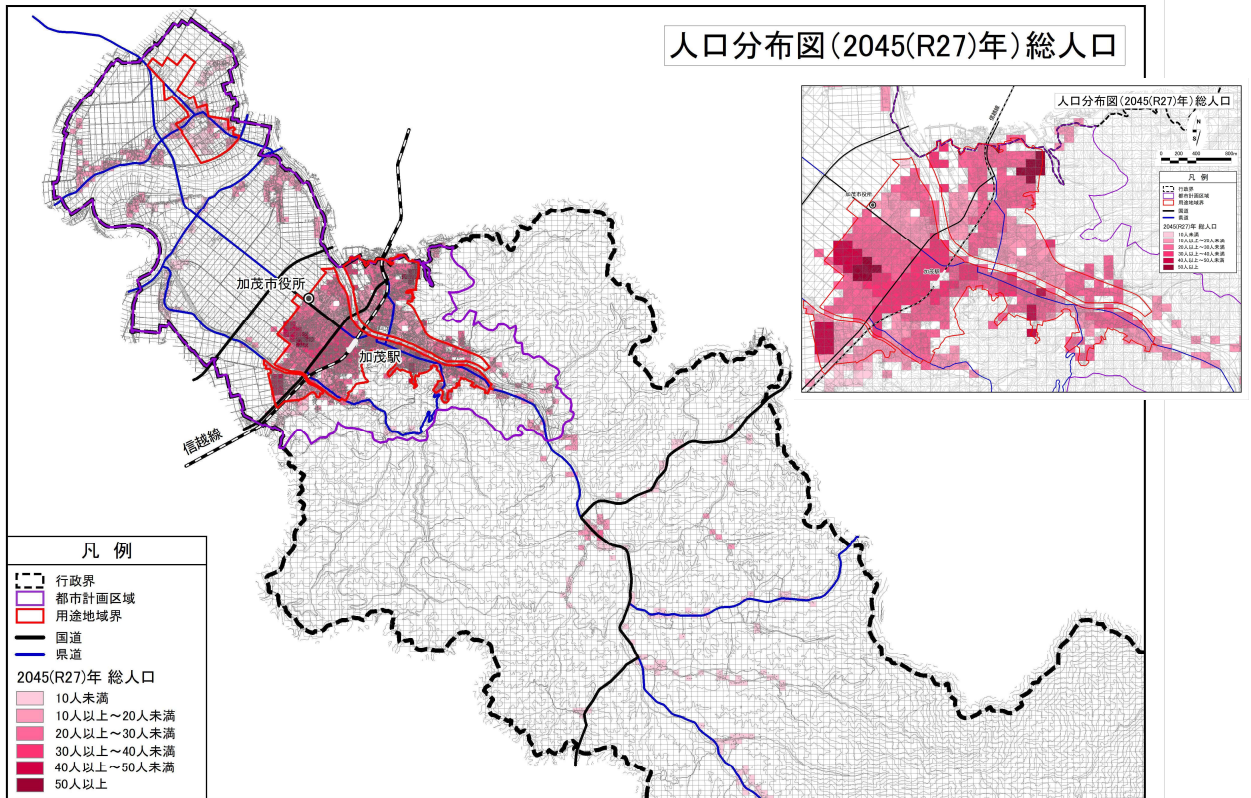
また、令和2年と令和27年の100mメッシュ人口分布図を比較すると、加茂駅周辺の市街地（用途地域内）の40人以上～50人未満の地区が減少しているとともに、須田地区の用途地域内の人口も減少していることがうかがえます。

【100mメッシュ人口分布（2020年）】



[出典：国勢調査]

【100mメッシュ人口分布（2045年）】



[出典：将来人口推計ツール（国土技術政策総合研究所）より推計]

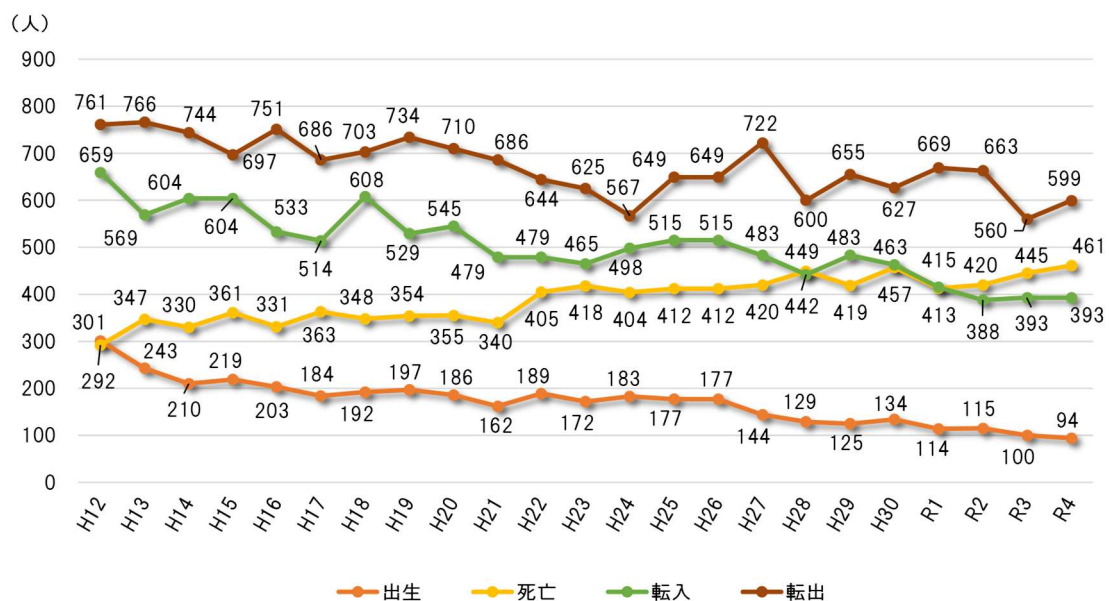
(6) 人口動態の推移

平成12年から令和4年までの人口動態を見ると、自然増減（出生数－死亡数）は自然減の拡大傾向が見られ、令和4年では死亡数が出生数を370人近く超過しています。

また、社会増減（転入数－転出数）を見ると、平成12年以降、常に転出超過となっており、令和4年では転出数が転入数を200人以上上回っています。

このような状況から、平成12年以降、人口動態は常にマイナスとなっており、減少も拡大傾向を示しています。

【人口動態の推移】



[出典：市民課]

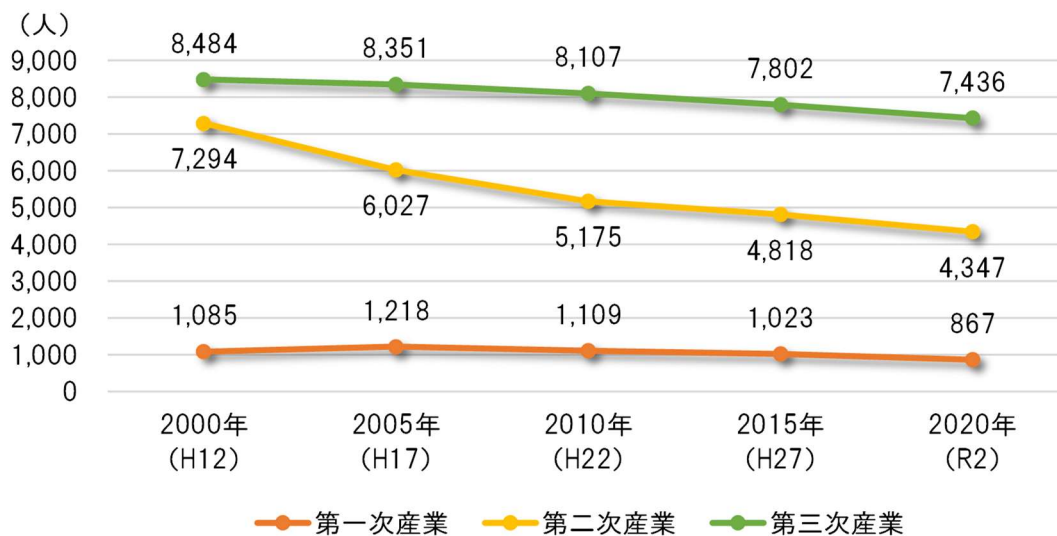
(7) 産業分類別就業者数の推移

平成12年から令和2年の国勢調査による産業大分類別就業人口の推移を見ると、第一次産業は平成12年から平成17年にかけて増加していましたが、それ以降は減少しており、令和2年では867人となっています。

一方、第二次産業、第三次産業はともに減少しており、令和2年ではそれぞれ4,347人、7,436人となっています。

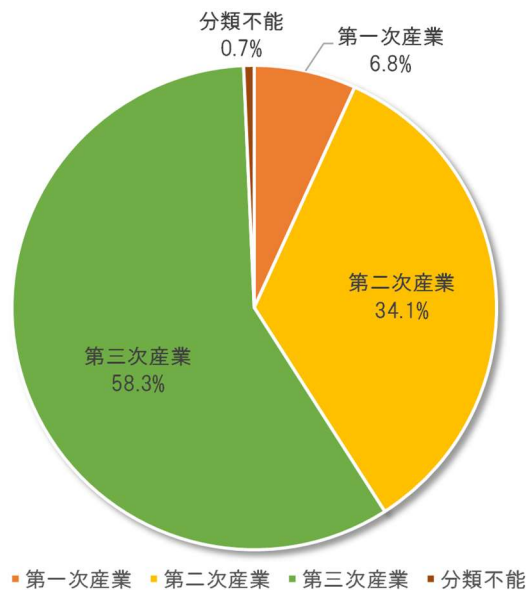
また、令和2年における産業大分類別就業人口割合を見ると、第一次産業が6.8%、第二次産業が34.1%、第三次産業が58.3%、分類不能が0.7%となっており、第三次産業が過半数を占めています。

【産業大分類別就業人口の推移】



[出典：国勢調査]

【令和2年における産業大分類別就業人口割合】



[出典：国勢調査]

(8) 流出・流入別就業者数

令和2年の国勢調査による流出・流入別就業者数を見ると、常住地による就業者数（普段加茂市に住んでいる就業者）が12,736人であるのに対し、加茂市外への流出就業者数が6,457人と流出率は50.7%となっています。また、従業地による就業者数（加茂市で従業している就業者）が10,291人であるのに対し、加茂市内への流入就業者数が4,012人と流入率は39.0%となっています。

一方、常住地就業者数に対する従業地就業者数の比率＝就従比率を見ると、80.8%となっており、加茂市が住宅都市としての性格を有していることがうかがえます。

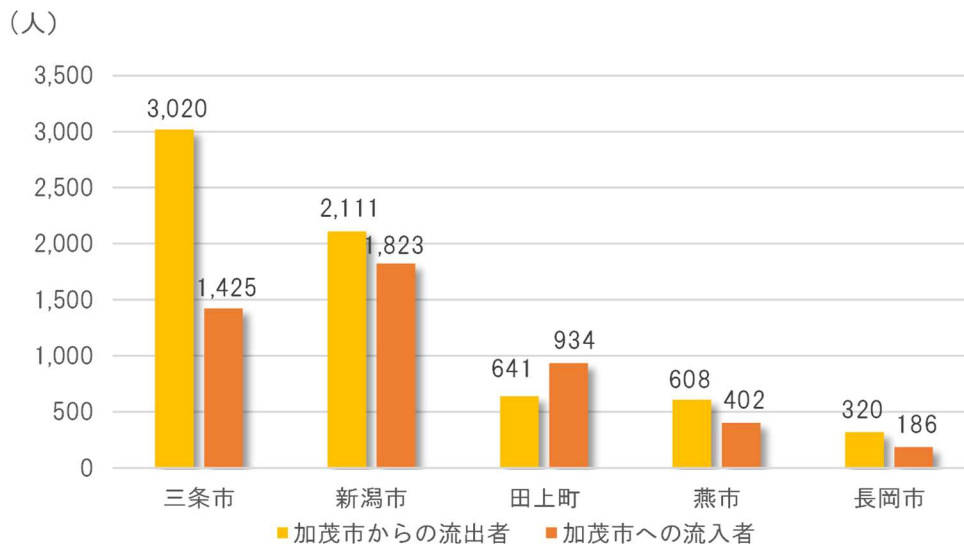
主な流出・流入先と就業者数を見ると、流出・流入先として三条市や新潟市との関係が深く、また、三条市、新潟市、燕市、長岡市に対しては流出超過、田上町に対しては流入超過となっています。

【令和2年における主な流出・流入別就業者数】

	常住地 による 就業者数	流 出		従業地 による 就業者数	流 入		従／常 就業者 数比率 (%)
		就業者数	流出率 (%)		就業者数	流入率 (%)	
令和2年	12,736	6,457	50.7	10,291	4,012	39.0	80.8

[出典：国勢調査]

【令和2年における主な流出・流入先と就業者数】



[出典：国勢調査]

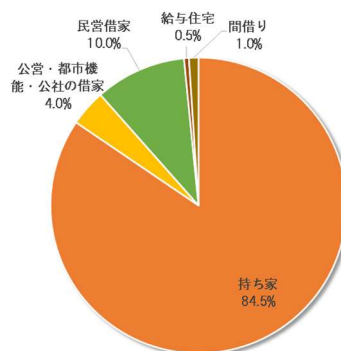
1-4 住宅

(1) 一般世帯における住宅の所有形態

令和2年の国勢調査による住宅の所有形態を見ると、最も多いのは持ち家で、全体の84.5%を占め、次いで民営借家が10.0%となっています。

新潟県全体の住宅の所有形態と比較すると、県全体に占める持ち家の割合が74.2%、同じく民営借家が20.9%となっており、県全体に対し、加茂市は持ち家率が高く、民営借家の占める割合が低いことがうかがえます。

【住宅の所有形態別割合（令和2年）】



[出典：国勢調査]

【加茂市・新潟県における住宅の所有形態別割合の比較（令和2年）】

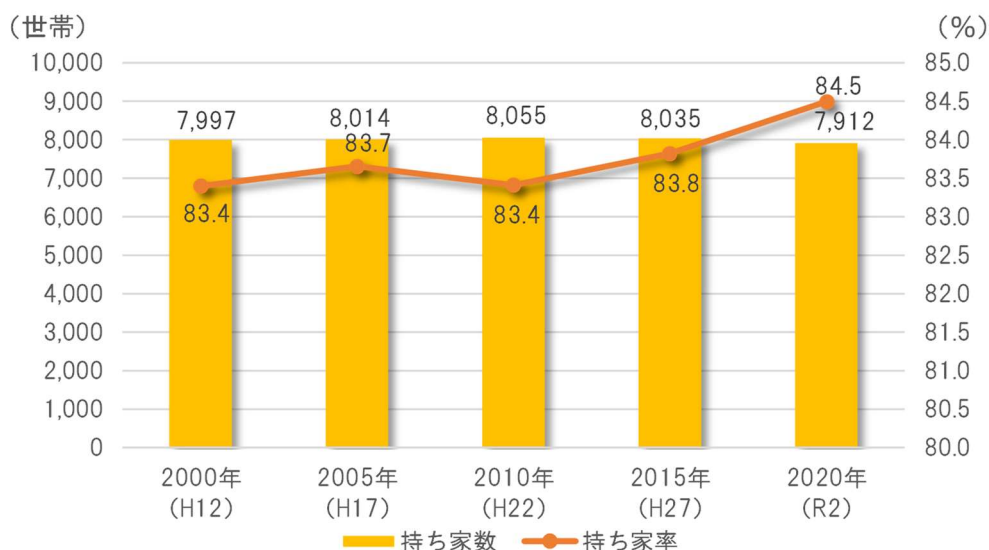
住宅の所有形態	加茂市		新潟県
	世帯数（世帯）	構成比（%）	構成比（%）
持ち家	7,912	84.5	74.2
公営・都市機能・公社の借家	372	4.0	2.0
民営借家	933	10.0	20.9
給与住宅	50	0.5	2.2
間借り	97	1.0	0.7
合計	9,364	100.0	100.0

[出典：国勢調査]

(2) 持ち家数・持ち家率の推移

平成12年から令和2年の国勢調査による持ち家数及び持ち家率の推移を見ると、持ち家数は平成22年を境に減少に転じている一方、持ち家率は平成22年以降若干増加しており、令和2年では持ち家数が7,912世帯、持ち家率が84.5%となっています。

【持ち家数・持ち家率の推移】



[出典：国勢調査]

1-5 産業

(1) 農業

① 農家人口、農家数、経営耕地面積

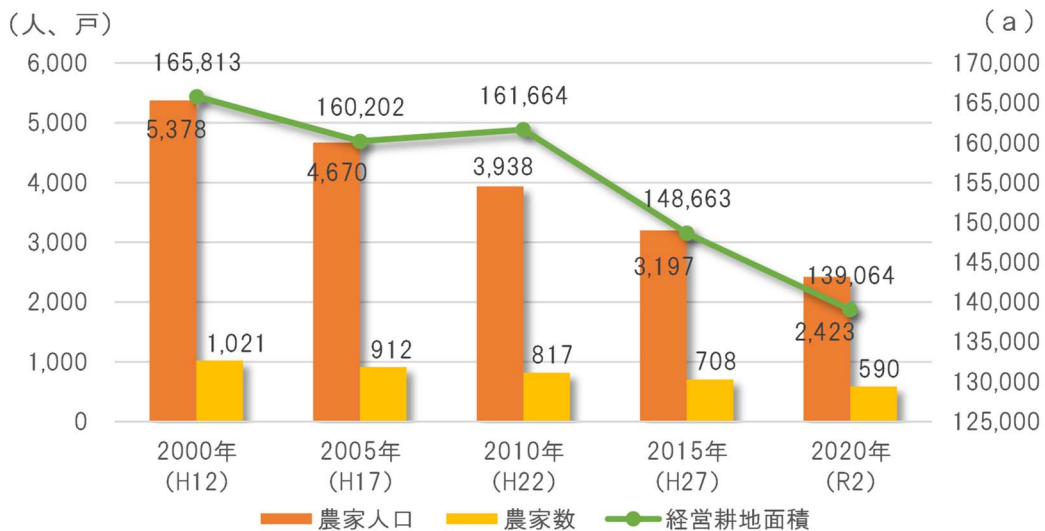
平成12年から令和2年の農林業センサスによる農家人口、農家数及び経営耕地面積の推移を見ると、農家人口、農家数、経営耕地面積全てにおいて減少傾向を示しています。

令和2年では、平成12年から、それぞれ約55%減、約42%減、約16%減となっており、特に農家人口の減少が顕著となっています。

また、平成12年から令和2年の農林業センサスによる販売農家数の推移を見ると、兼業は減少傾向、専業は増加傾向を示しています。

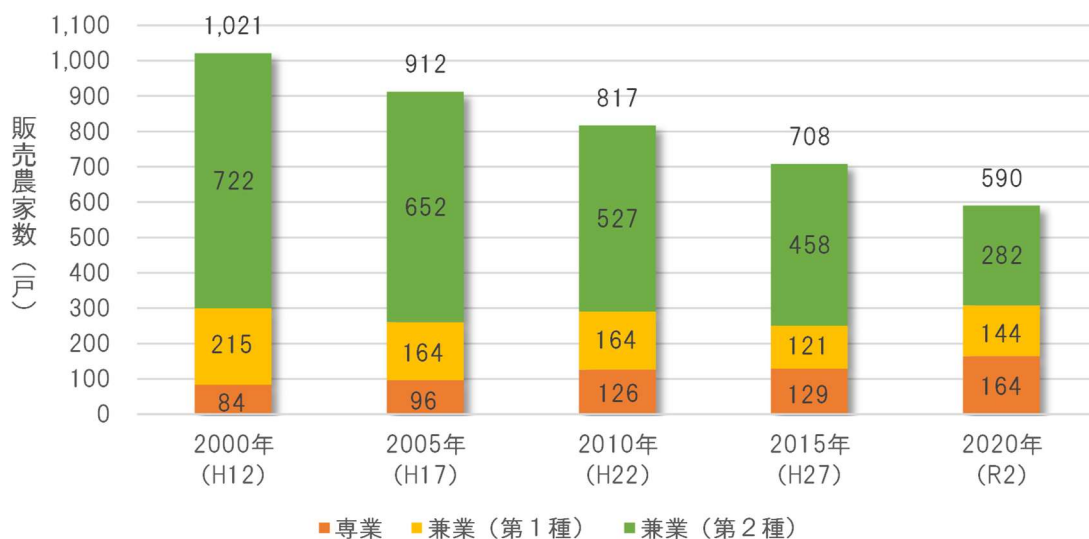
令和2年の販売農家数は590戸となっており、内訳は兼業収入が農業収入より多い兼業（第2種）が282戸と最も多くなっています。

【農家人口、農家数、経営耕地面積の推移】



[出典：財政課]

【販売農家数の推移】



[出典：財政課]

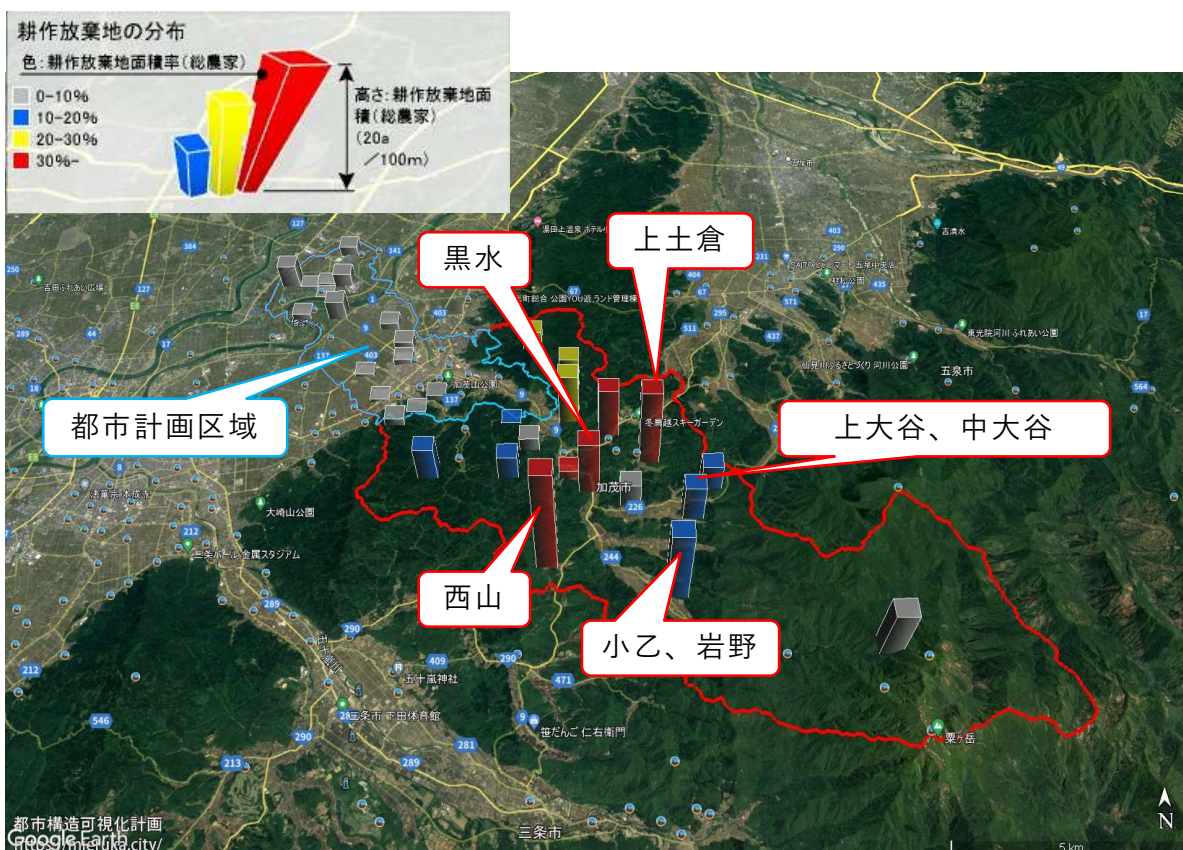
②耕作放棄地の状況

耕作放棄地※の状況を見ると、耕作放棄地面積が都市計画区域外の七谷地区（黒水、上土倉、上大谷、中大谷、小乙、岩野、西山）で大きくなっています。

また、黒水、上土倉、西山では耕作放棄地面積のほか、耕作放棄地面積率も30%を超えて高くなっていることがうかがえます。

一方、都市計画区域内の耕作放棄地面積率については、0~10%と低くなっています。

【耕作放棄地の分布】



[出典：都市構造可視化計画]

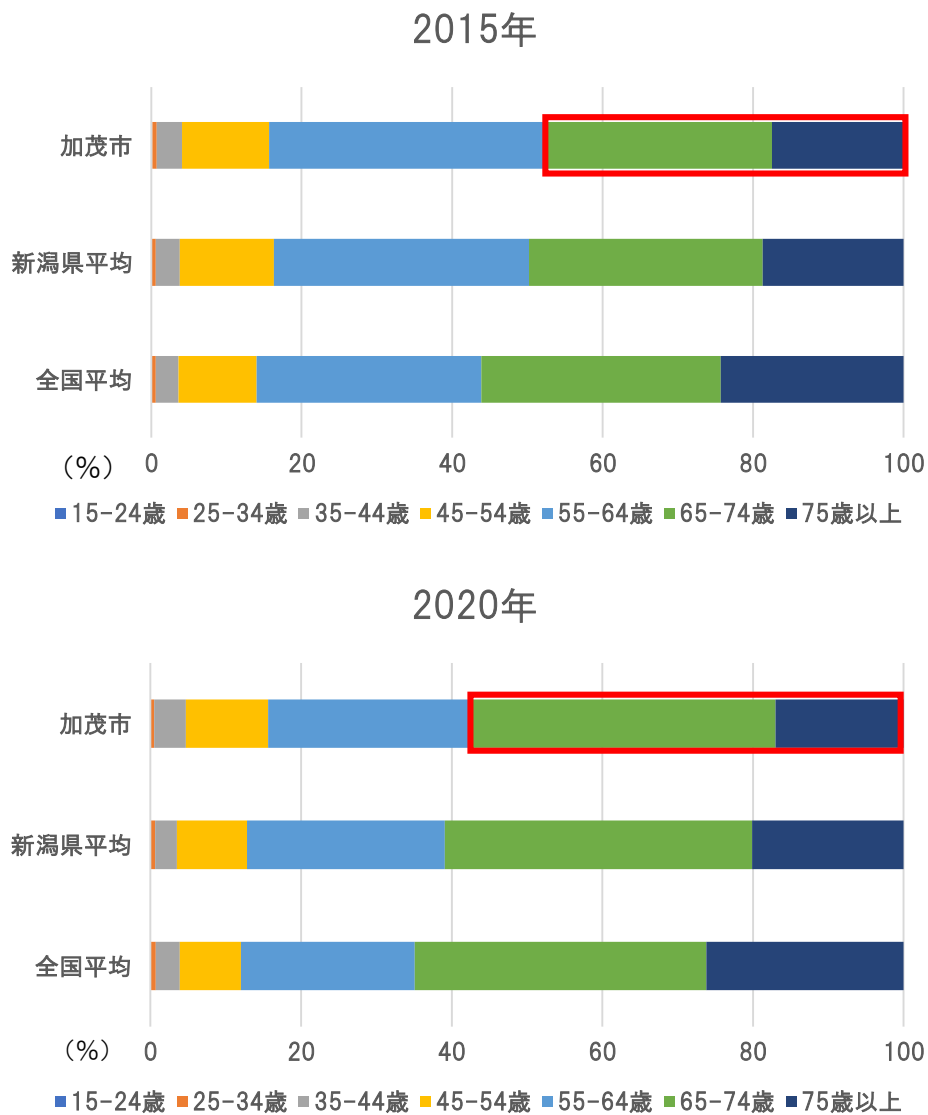
※耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地

③農業経営者の年齢構成

2015年から2020年の地域経済分析システムによる農業経営者の年齢構成を見ると、加茂市の65歳以上の農業経営者の割合は増加しており、2015年で47.3%であったのが、2020年では57.3%となっています。

一方、加茂市の65歳以上の農業経営者の割合は、2015年、2020年ともに全国平均や新潟県平均と比べ、低いことがうかがえます。

【農業経営者の年齢構成】



[出典：地域経済分析システム (RESAS)]

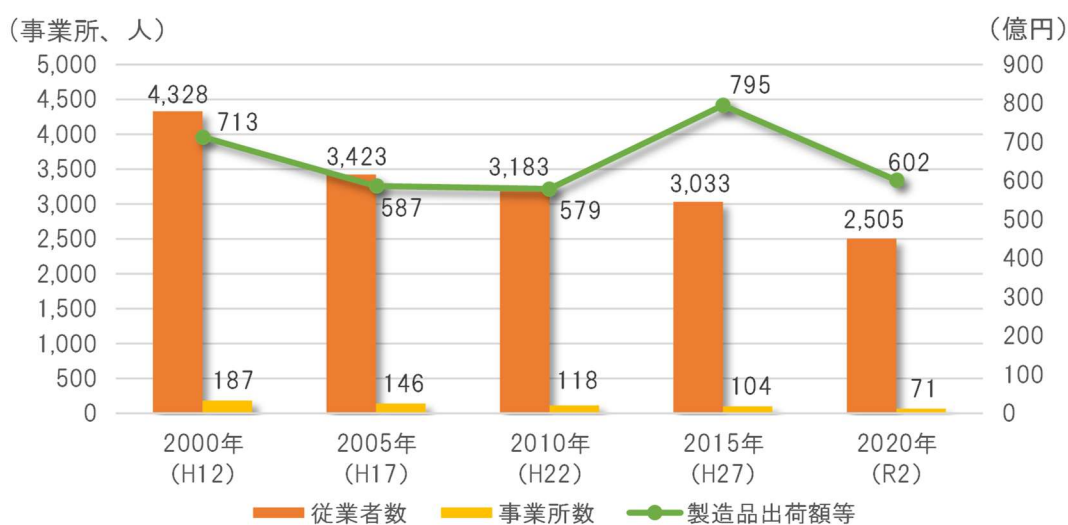
(2) 工業

①事業所数、従業者数、製造品出荷額

平成12年から令和2年の工業統計調査及び経済センサス活動調査による従業者数、事業所数及び製造品出荷額等の推移を見ると、従業者数、事業所数は減少傾向にあります。また、製造品出荷額等は、平成22年まで減少していましたが、平成27年で増加に転じ、令和2年では再び減少しています。

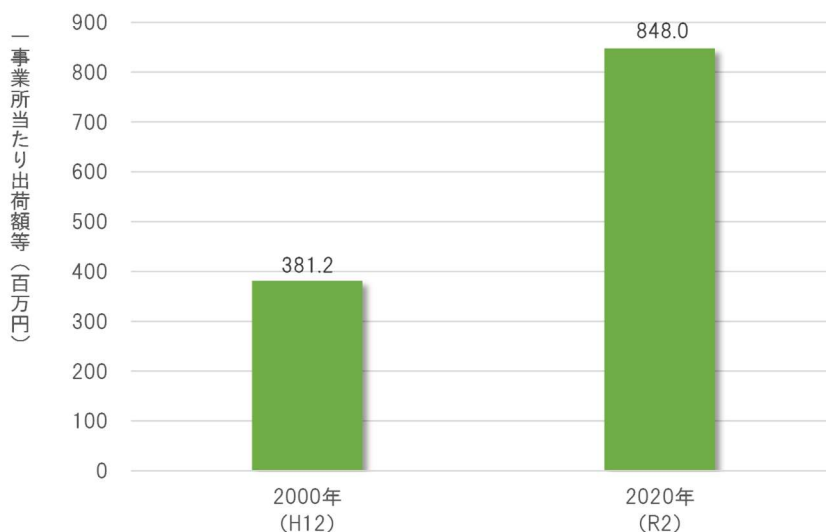
平成12年と令和2年における一事業所当たり出荷額等の比較を見ると、約2.2倍に増加しています。

【事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移】



[出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査]

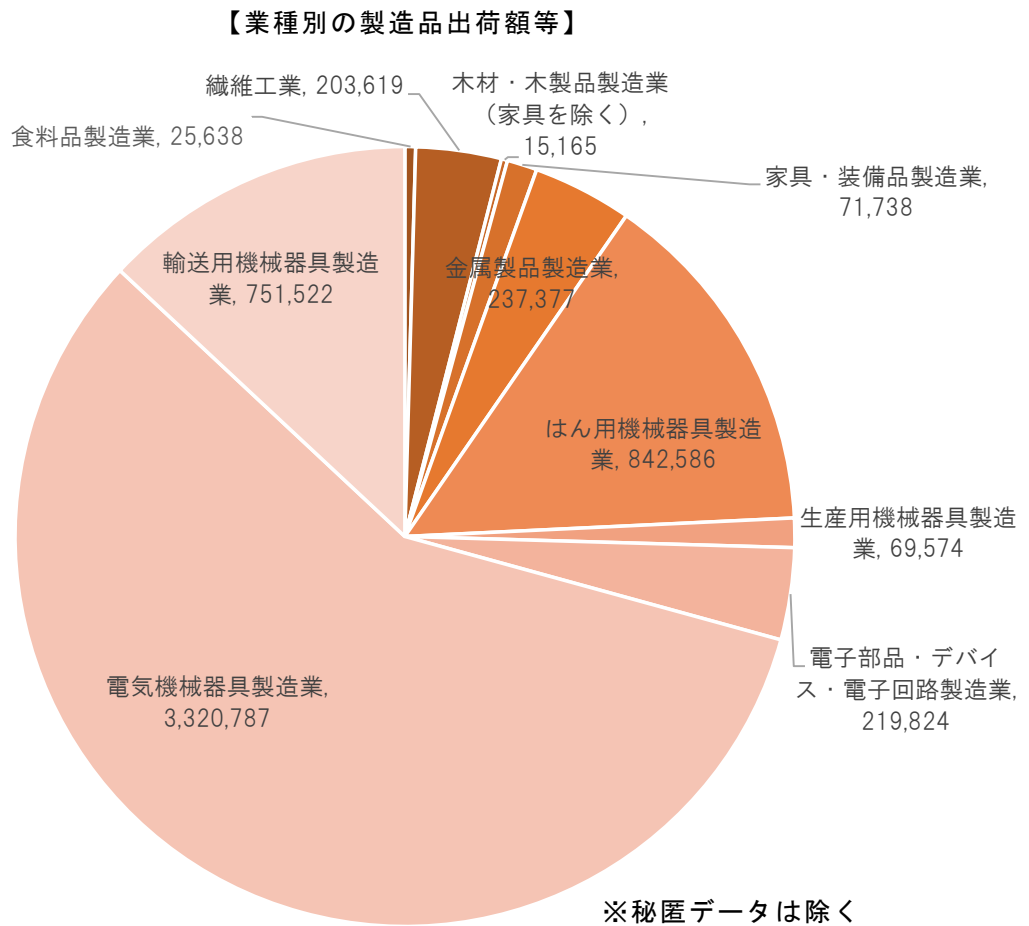
【一事業所当たり出荷額等】



[出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査]

②業種別の製造品出荷額等

令和3年経済センサス-活動調査による業種別の製造品出荷額等を見ると、電気機械器具製造業が3,320,787万円と最も多く、次いで、はん用機械器具製造業が842,586万円、輸送用機械器具製造業が751,522万円と続いています。



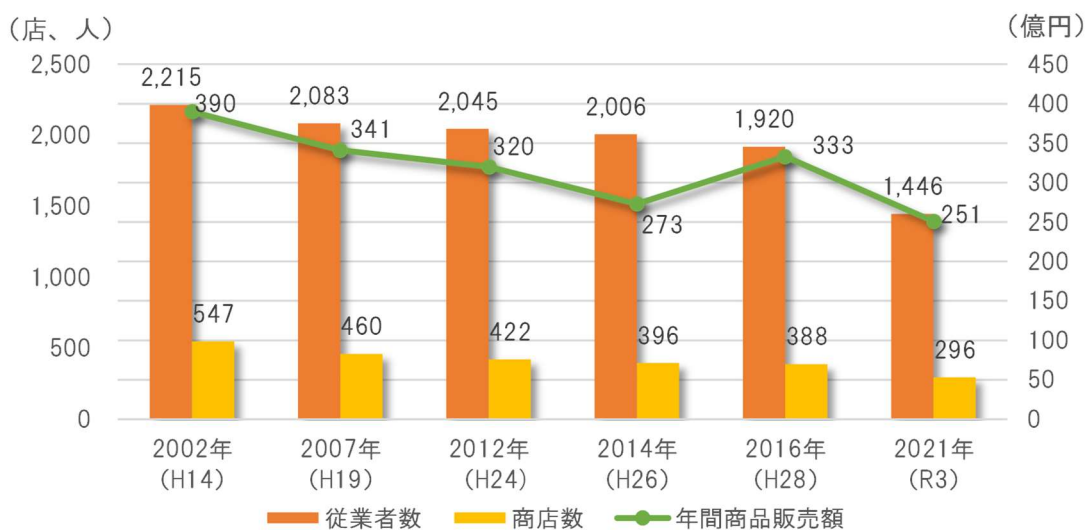
[出典：令和3年経済センサス-活動調査]

(3) 商業（商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積）

平成 14 年から令和 3 年の商業統計調査及び経済センサス活動調査による従業者数、商店数及び年間商品販売額の推移を見ると、従業者数、商店数、年間商品販売額ともに、減少傾向を示しており、令和 3 年ではそれぞれ 1,446 人、296 店、251 億円となっています。

また、業種別の年間商品販売額の上位 10 業種を見ると、その他の小売業が 9,259 百万円と最も多く、次いで、飲食料品小売業が 6,685 百万円、各種食料品小売業が 4,763 百万円と続いています。

【商店数、従業者数、年間商品販売額の推移】



[出典：商業統計調査、経済センサス-活動調査]

【小売業の年間商品販売額の上位 10 業種】

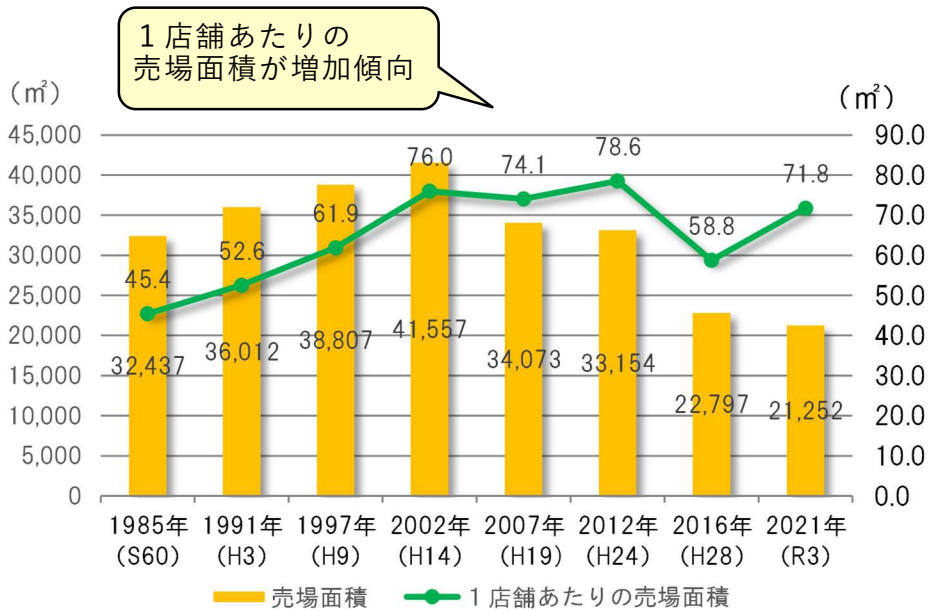
業 種	年間商品販売額 (百万円)
その他の小売業	9,259
飲食料品小売業	6,685
各種食料品小売業	4,763
無店舗小売業	3,930
通信販売・訪問販売小売業	3,764
農耕用品小売業	2,470
医薬品・化粧品小売業	2,457
燃料小売業	1,994
他に分類されない小売業	1,538
その他の飲食料品小売業	1,434

[出典：令和 3 年経済センサス-活動調査]

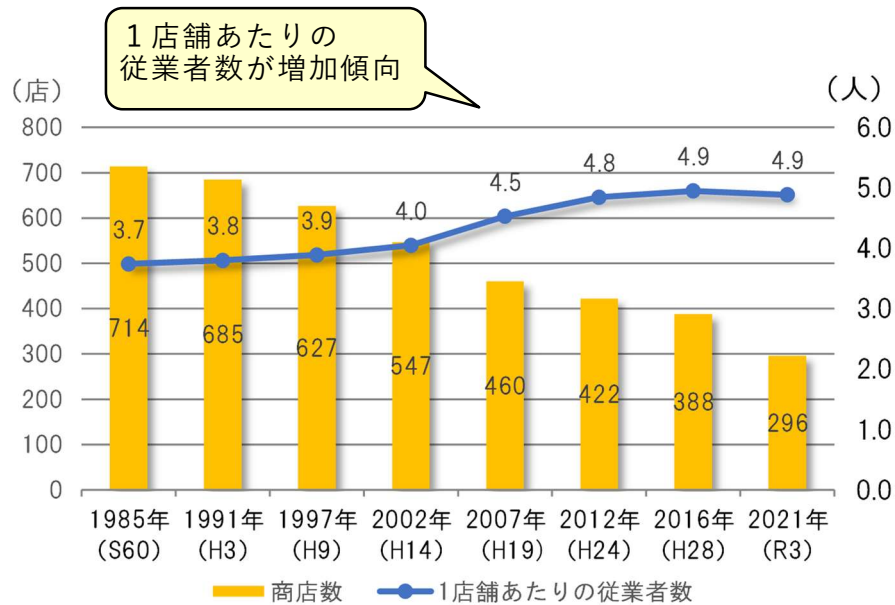
1985年から2021年の1店舗あたりの売場面積と従業者数を見ると、どちらも増加傾向にあります。

商店街等の小さな店舗が減少し、スーパーや百貨店等の比較的に大きな店舗が立地していることが要因と考えられます。

【1店舗あたりの売場面積の推移】



【1店舗あたりの従業者数の推移】



[出典：商業統計調査、経済センサス-活動調査]

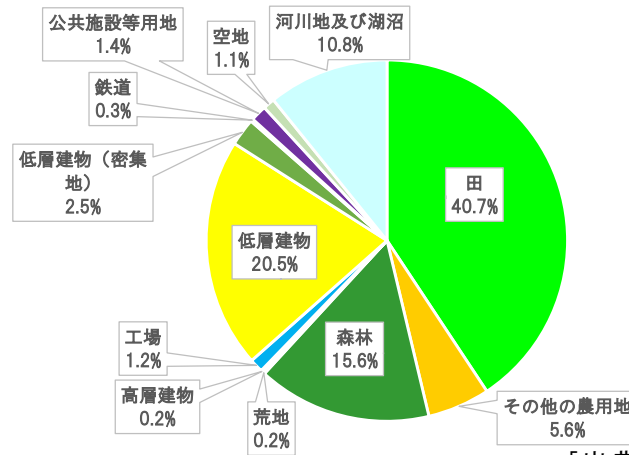
1-6 土地利用

(1) 土地利用

令和3年における都市計画区域内の土地利用別の面積割合を見ると、田が40.7%と最も多く、次いで低層建物が20.5%、森林が15.6%と続いており、都市的土地利用が約3割、自然的土地利用が約7割と自然的土地利用が多くを占めています。

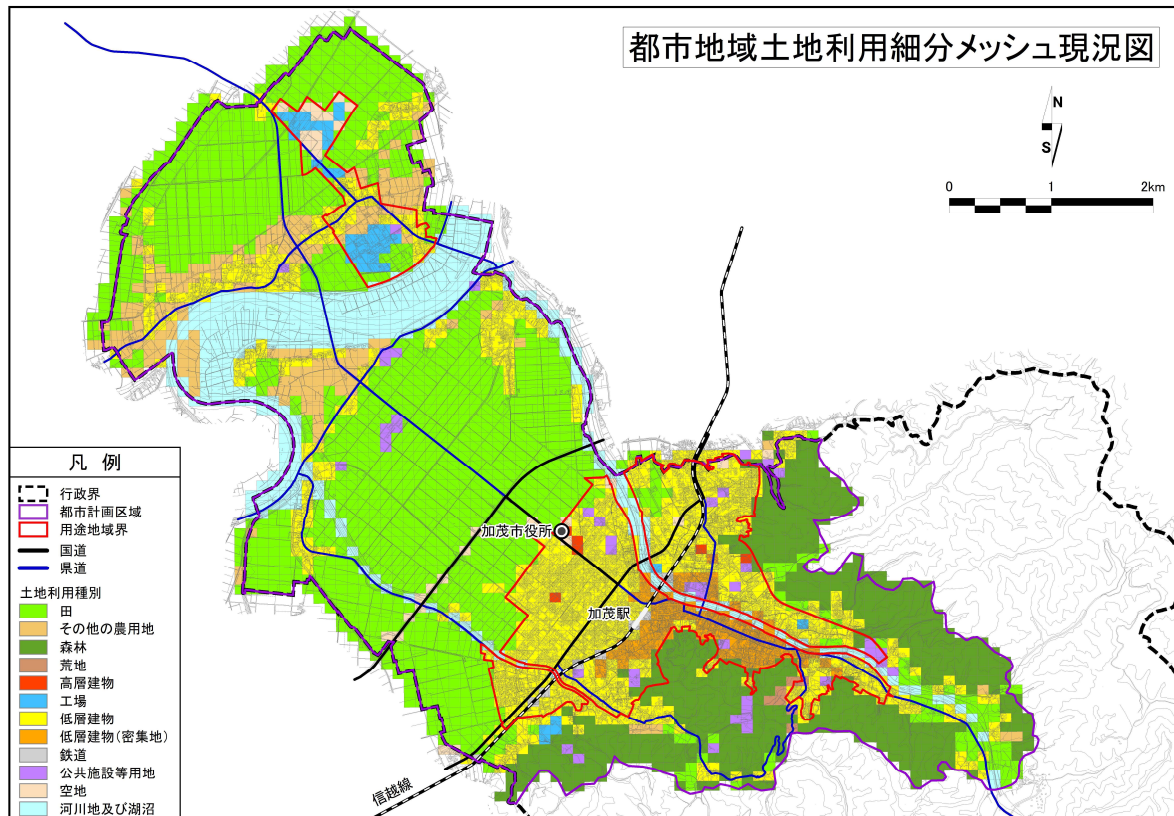
また、昭和51年と令和3年における市域全体の土地利用別の面積割合を見ると、昭和51年から令和3年にかけて田の割合が減少、宅地の割合が増加しており、昭和51年と令和3年ともに、森林が7割を超えて最も多く、次いで田、建物用地と続いています。

【都市計画区域内における令和3年の土地利用面積割合】



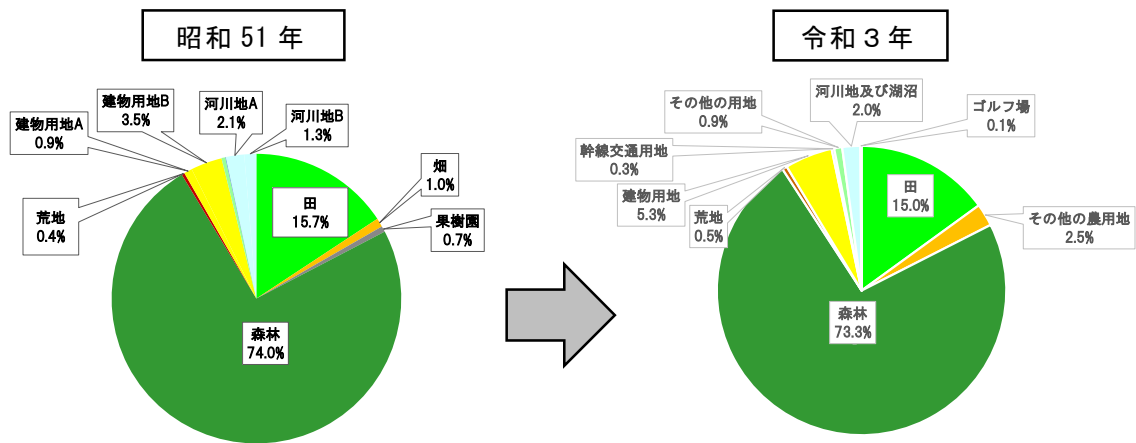
【出典：国土数値情報】

【都市計画区域内における令和3年の土地利用状況】



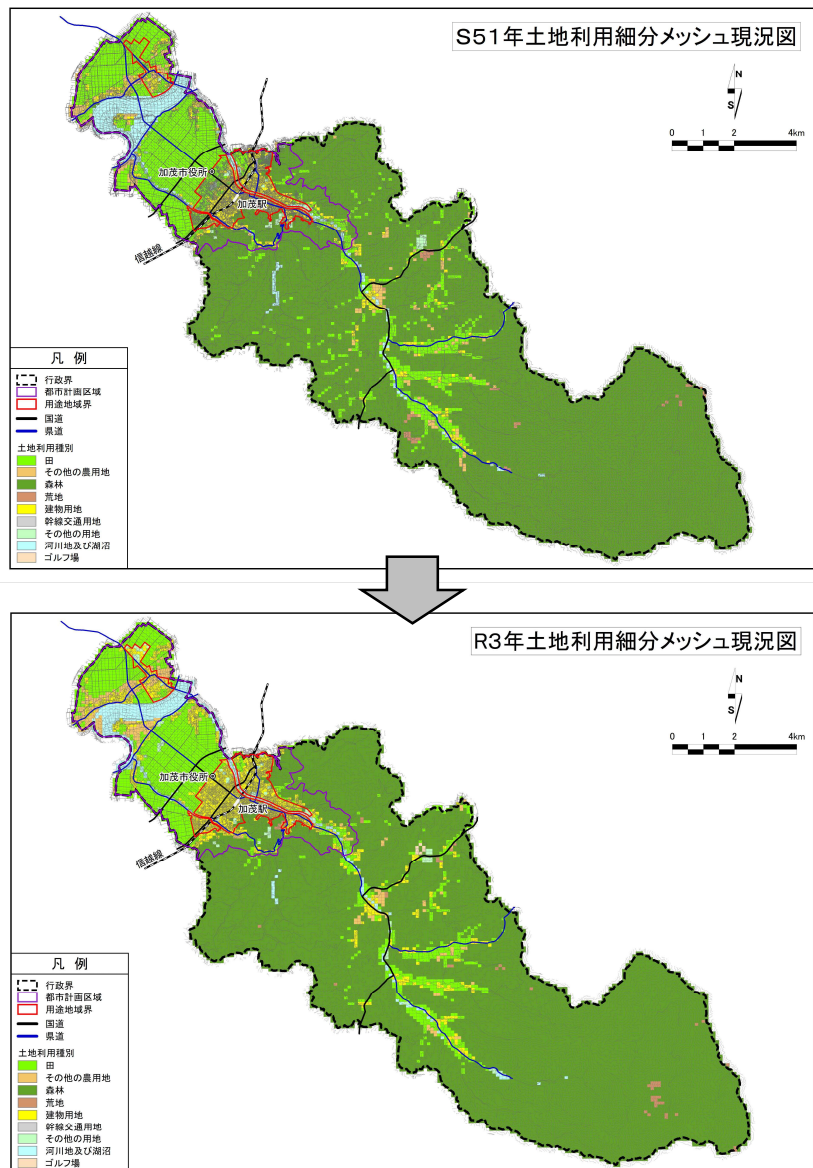
【出典：国土数値情報】

【市域における昭和51年及び令和3年の土地利用面積割合の推移】



[出典：国土数値情報]

【市域における昭和51年及び令和3年の土地利用状況】



[出典：国土数値情報]

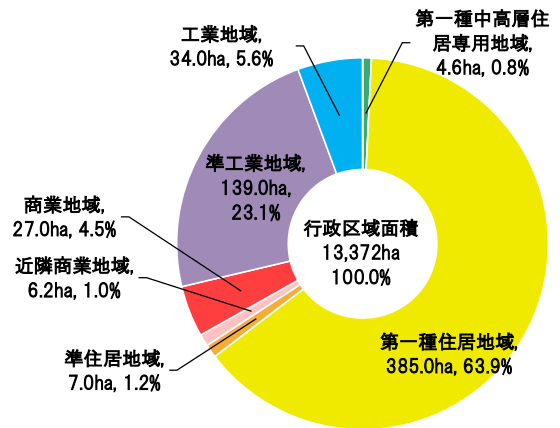
(2) 都市計画指定状況（用途地域、地区計画等）

加茂市では、田上町とともに加茂都市計画区域（平成 26 年 3 月 28 日最終決定）が指定されており、加茂市域においては、加茂市の行政区域面積 13,372ha のうち、都市計画区域 2,997ha（行政区域全体の約 22.4%）が指定されています。

また、非線引き用途地域 603ha（行政区域全体の約 4.5%）が指定されており、その内訳は、住居系用途地域が 3 地域（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域）で 396.6ha（用途地域面積の 65.7%、以下同様）、商業系用途地域が 2 地域（近隣商業地域、商業地域）で 33.2ha（5.5%）であり、工業系用途地域が 2 地域（準工業地域、工業地域）で 173.0ha（28.8%）となっています。

このほか、市街地の一部に準防火地域 104.0ha（平成 8 年 4 月 1 日最終決定）が指定されているとともに、地区計画区域が 15 地区（面積 251.5 ha）指定されています。

【用途地域指定状況】



[出典：建設課]

【(参考) 都市計画区域・用途地域の変遷】

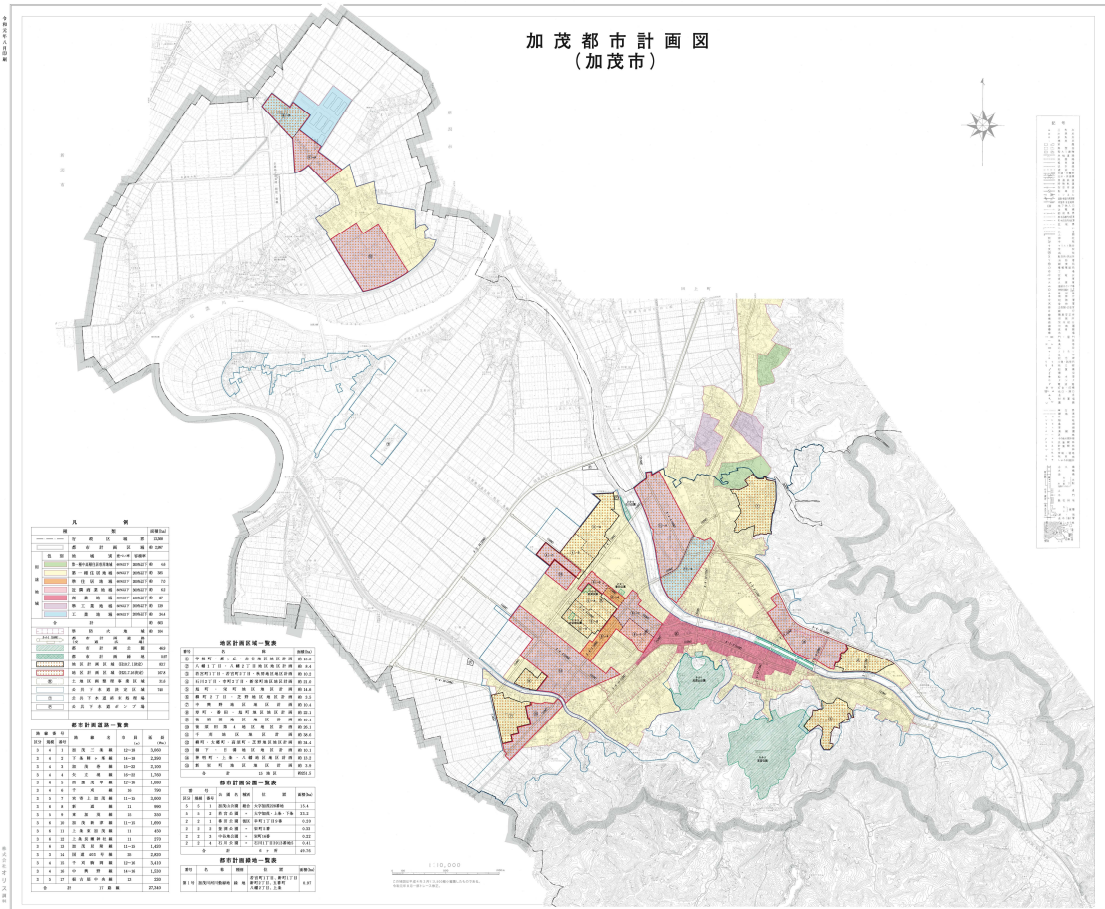
■ 都市計画区域

指定・変更年月日	面積 (ha)	内容
昭和 8 年 1 0 月 2 7 日	2,790	旧加茂町全域
昭和 2 9 年 3 月 1 0 日	4,480	下条村を合併し市制施行
昭和 4 4 年 5 月 2 8 日	1,985	須田全域を追加、加茂新田地区等を除外
昭和 5 7 年 4 月 2 3 日	2,997	加茂新田地区の追加

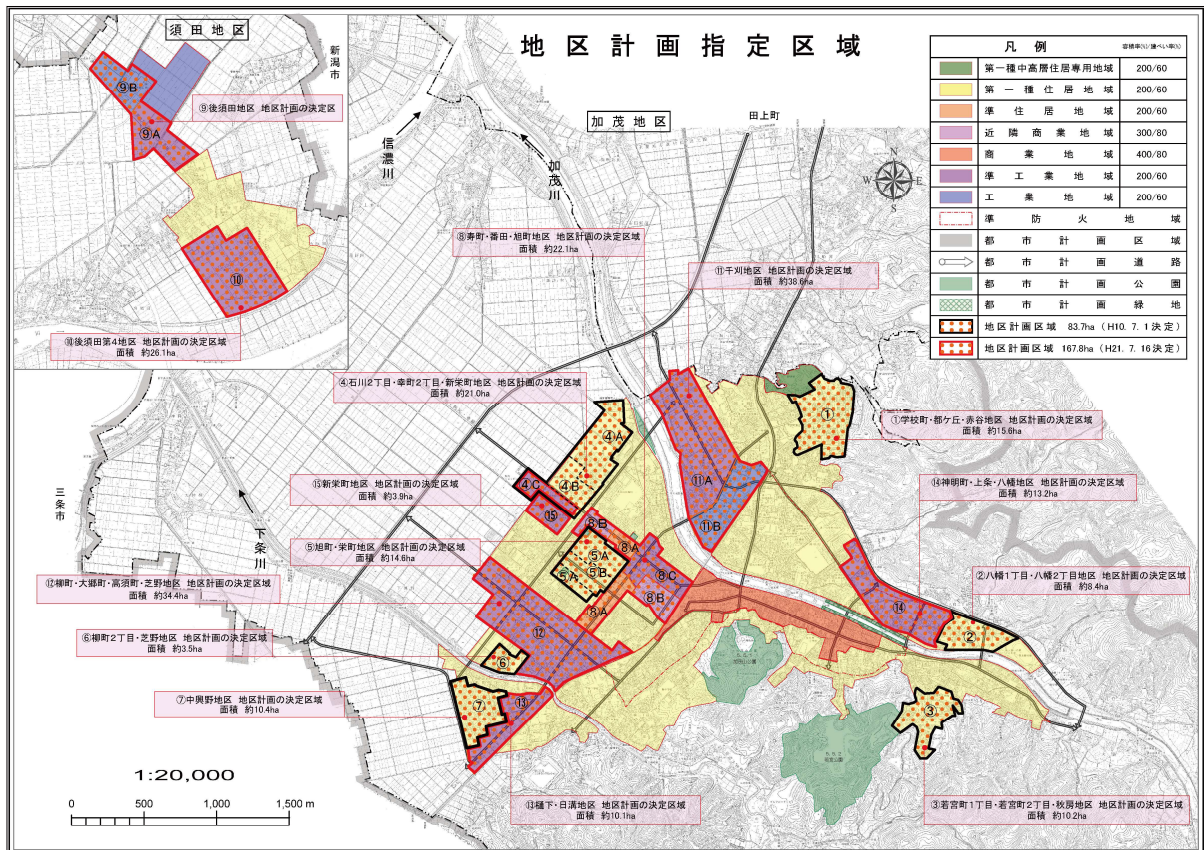
■ 用途地域

指定・変更年月日	面積 (ha)	内容
昭和 4 3 年 9 月 3 日	472.3	当初指定
昭和 4 4 年 5 月 9 日	487.5	須田地区を追加指定
昭和 4 8 年 1 2 月 2 7 日	501.4	須田地区等に準工業・工業地域等を変更増し、西加茂地区等に第二種住居専用・近隣商業を新設
平成 8 年 4 月 1 日	588.8	都市計画法改正に伴う住居系用途地域の細分化による変更で、西加茂・中興野外地区を編入
平成 2 8 年 5 月 1 0 日	597.8	須田地区に工業地域を変更増
令和元年 7 月 3 0 日	602.8	須田地区に工業地域を変更増

【加茂都市計画図（加茂市）】



【地区計画指定区域】



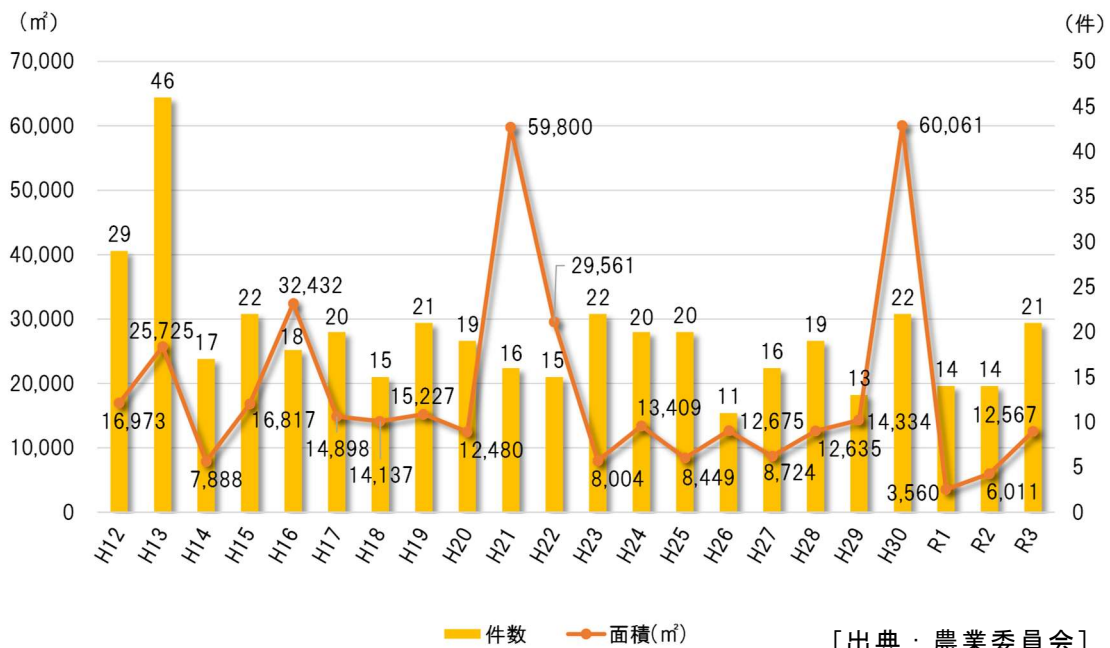
【出典：建設課】

(4) 農地転用状況

平成12年から令和3年の農地転用状況を見ると、件数では、平成12年で29件、平成13年で46件と多くなっていますが、平成14年以降は11件から22件の間で推移している状況です。

一方、面積では、平成21年で59,800㎡、平成30年で60,061㎡と突出して多くなっていますが、その年を除くと約3,500㎡から約32,500㎡の間で推移している状況です。

【農地転用の推移】

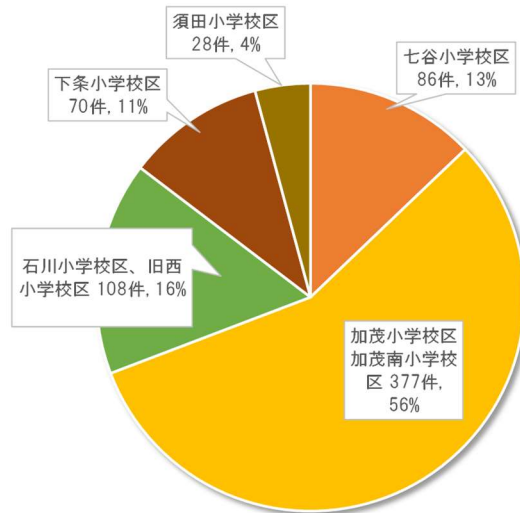


(5) 空家の分布状況

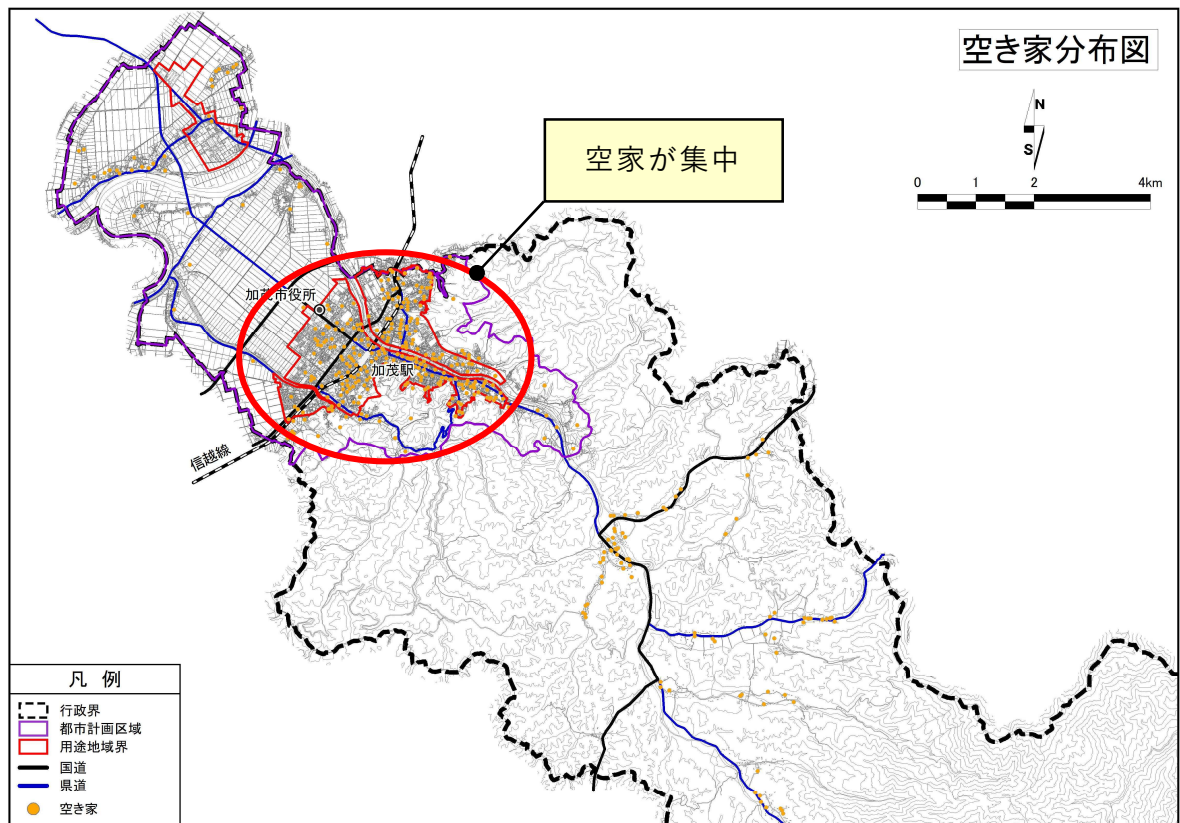
小学校区別の空家の状況を見ると、加茂駅東側の中心市街地が形成された加茂小学校区・加茂南小学校区が377件(56%)と最も多く、次いで石川小学校区・旧西小学校区が108件(16%)、七谷小学校区が86件(13%)と続いています。

また、空家の分布状況を見ると、市街地(用途地域内)に空家が集中しています。

【小学校区別空家の状況】



【空き家分布図】



[出典：総務課]

1-7 都市施設

(1) 都市計画道路の整備状況

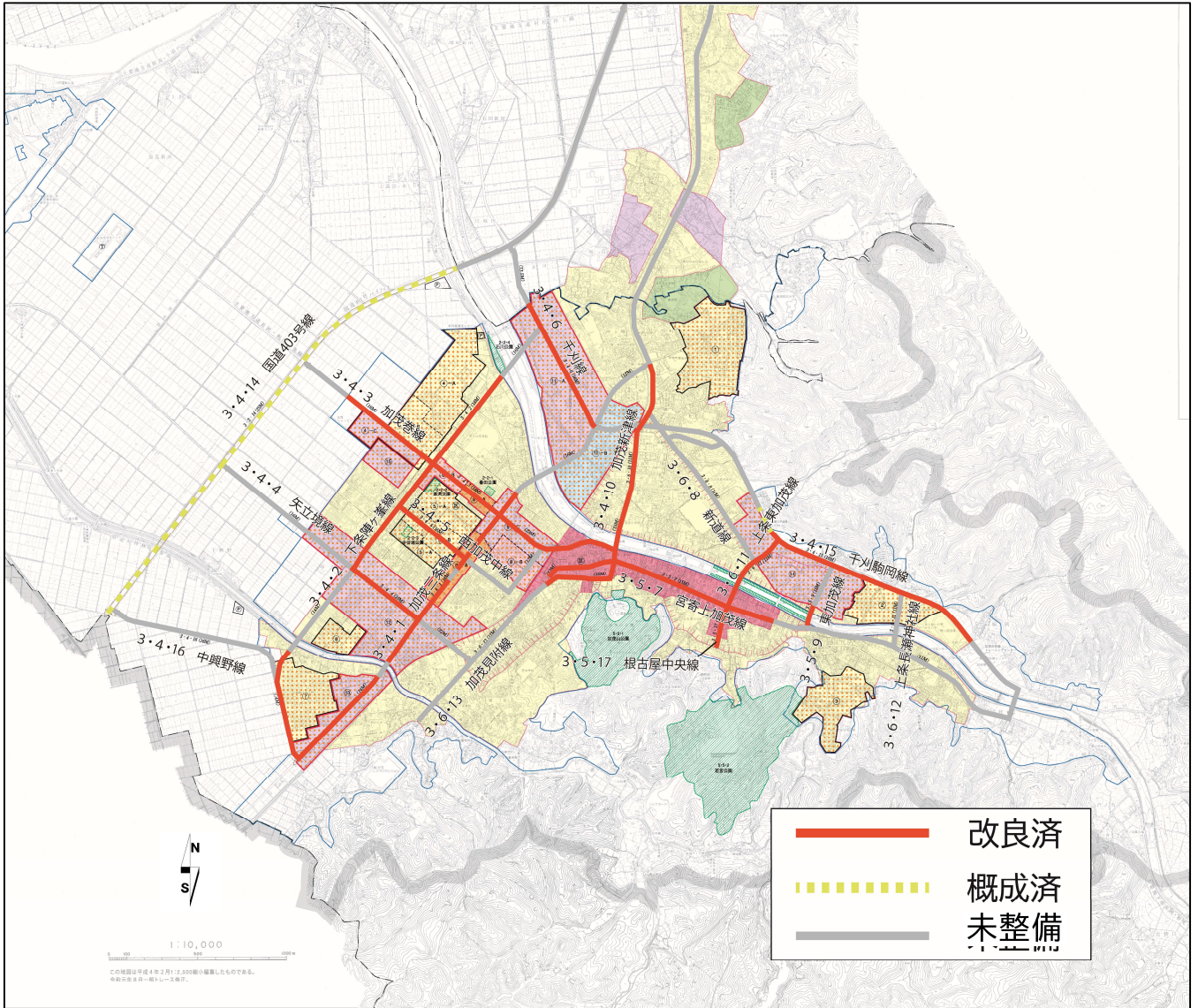
加茂市の都市計画道路整備状況は、令和4年3月末時点で合計17路線、総延長27,340mを都市計画決定しており、改良率は56.1%と低く、商店街が形成された「3.5.7 宮寄上加茂線」（改良率36.7%、以下同様）をはじめ、加茂川（昭和橋）を横断する「3.5.9 東加茂線駅」（37.1%）、用途地域南側における東西及び南北路線となる「3.4.4 矢立境線」（26.1%）、「3.6.13 加茂見附線」（27.5%）、「3.4.16 中興野線」（28.8%）などの整備が遅れている状況です。

【都市計画道路の整備状況】

路線番号	路線名称	車線数	幅員 (m) ()は代表幅員	延長 (m) ()は全体延長	改良済延長	改良率 (%)	暫定完成延長	事業中延長	未着手延長
3.4.1	加茂三条線	2	12~18(18)	3,060	1,830	59.8	0	0	1,230
3.4.2	下条陣ヶ峰線	2	14~18(18)	2,390	1,540	64.4	60	0	850
3.4.3	加茂巻線	2	15~22(18)	2,100	1,800	85.7	0	0	300
3.4.4	矢立境線	2	16~22(16)	1,760	460	26.1	0	0	1,300
3.4.5	西加茂中線	2	12~16(16)	1,080	450	41.7	0	0	630
3.4.6	千刈線	2	16	790 (1,140)	790	100.0	0	0	0
3.5.7	宮寄上加茂線	2	11~15(15)	3,000	1,100	36.7	0	250	1,650
3.6.8	新道線	2	11	990	0	0.0	0	0	990
3.5.9	東加茂線駅	2	15	350	130	37.1	0	0	220
(3.6.10)	(加茂新津線)	2	11~15(11)	1,690 (6,640)	1,260	74.6	0	0	430
3.6.11	上条東加茂線	2	11	450	450	100.0	0	0	0
3.6.12	上条長瀬神社線	2	11	270	0	0.0	0	0	270
3.6.13	加茂見附線	2	11~15(11)	1,420	390	27.5	0	0	1,030
(3.3.14)	(国道403号線)	2	25	2,820 (9,680)	0	0.0	2,820	2,820	0
3.4.15	千刈駒岡線	2	12~16(16)	3,410	1,410	41.3	210	0	2,000
3.4.16	中興野線	2	14~16(16)	1,530	440	28.8	0	0	1,090
3.4.17	根古屋中央線	2	12	230	230	100.0	0	0	0
計			15 (17) 路線	27,340	15,350	56.1	3,090	3,070	11,990

[出典：建設課]

【都市計画道路の整備状況図】



[出典：建設課]

(2) 都市公園の整備状況

令和4年4月1日現在における都市公園の整備状況は、総合公園※1が2箇所（面積32.30ha）、街区公園※2が12箇所（面積2.46ha）、都市緑地※3が4箇所（面積9.86ha）の合計18箇所（面積43.12ha）が開園されています。

【都市公園の整備状況】

区分	名称	面積 (ha)	開園年
総合	加茂山公園	15.4	昭和38年4月1日
	若宮公園	16.9	平成13年3月26日
街区	釜淵公園	0.33	昭和49年4月1日
	番田公園	0.2	昭和50年4月1日
	中谷地公園	0.22	昭和51年4月1日
	石川公園	0.57	昭和52年4月1日
	横江公園	0.21	平成7年4月1日
	千刈公園	0.26	平成7年4月1日
	赤谷公園	0.15	平成12年3月24日
	八幡の森公園	0.17	平成12年3月24日
	駅前2号公園	0.09	平成12年3月24日
	須田中央公園	0.16	平成14年3月29日
	西口公園	0.04	平成14年11月1日
	駅前公園	0.06	平成17年9月8日
都市緑地	加茂川河川敷緑地	8.79	平成7年4月1日
	千刈緑地	0.15	平成12年3月24日
	諏訪ノ木緑地	0.35	平成12年3月24日
	大曲緑地	0.57	平成17年9月8日

[出典：建設課]

※1 街区公園：主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

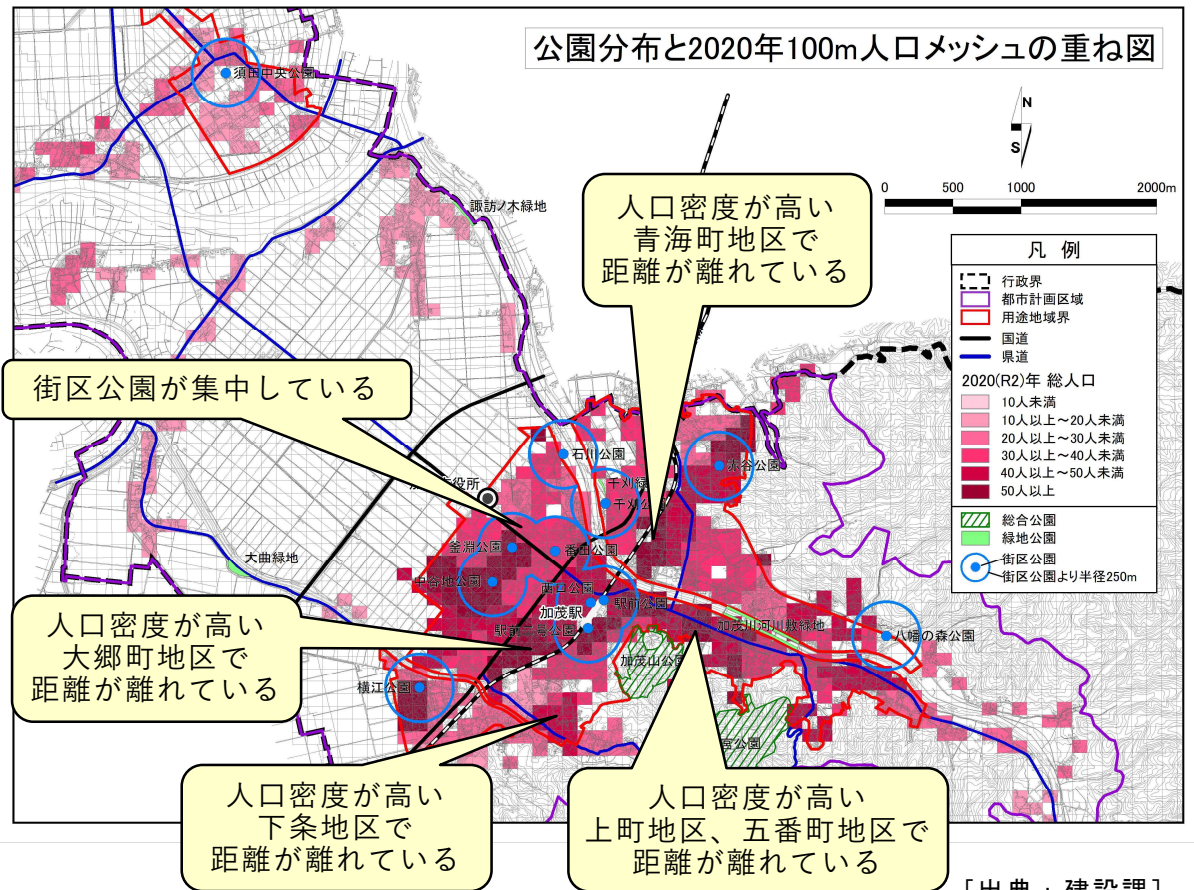
※2 総合公園：都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置する。

※3 都市緑地：主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の工場を図るために設けられる緑地であり、1ヶ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.5ha以上とする。

また、街区公園の分布状況を見ると、加茂駅西側の市街地に集中しているエリアが見られる一方で、青海町地区、上町地区、五番町地区、下条地区、大郷町地区などの人口密度が高い地区では街区公園からの距離が離れているエリアが見られます。

また、都市計画区域の街区公園の人口カバー率（250m 圏内）は、26.3%となっています。

【街区公園の分布と2020年100mメッシュの重ね図】



(4) 上下水道の整備状況

加茂市の上水道事業は、水源を加茂川上流の宮寄上地内に求め、昭和29年2月から創設事業に着手しました。創設以来、市勢の進展に伴い第1期、第2期拡張事業を実施しましたが、第2期拡張事業の途中、昭和44年8月未曾有の大水害にみまわれ、貯水池上流の溪谷および山地が崩壊し、貯水池へ土砂等が大量に流入したため、貯水能力が大幅に低下しました。このことから、水源を信濃川に求めて天神林地内に浄水施設を建設しました。さらに、平成8年4月から三条地域水道用水供給企業団より受水を開始し、加茂川水系、信濃川水系及び企業団系の3系統にして安定給水の確保と今後の給水需要の伸びに対応するものとしています。

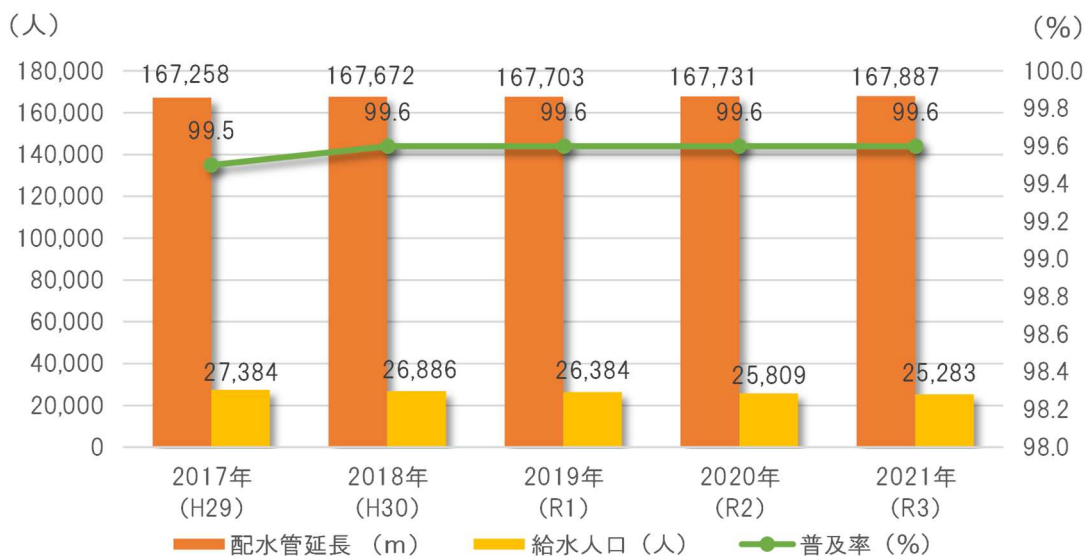
平成29年度から令和3年度の配水管延長などの推移を見ると、配水管延長は年々増加しており、令和3年で167,887mとなっています。また、普及率は、各年とも99%以上と高くなっています。

【上水道の整備状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配水管延長 (m)	167,258	167,672	167,703	167,731	167,887
総人口 (人)	27,510	27,004	26,501	25,924	25,390
給水戸数 (戸)	10,240	10,184	10,138	10,105	10,095
給水人口 (人)	27,384	26,886	26,384	25,809	25,283
普及率 (%)	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6
1日当たり平均給水量 (m ³)	9,633	9,506	9,199	9,077	9,008

[出典：上下水道課]

【上水道の配水管延長・給水人口・普及率の推移】



[出典：上下水道課]

加茂市の下水道事業は、宅地や道路から流れる「雨水」と、家庭や事業所などから排水される「汚水」を分けて処理する「分流式下水道」を採用しています。

雨水は、側溝や水路を通して河川に流し、汚水は汚水管を通じて浄化センターへ送り、浄化処理しています。

加茂市では、昭和54年に下水道の基本計画を策定し、下水道の整備を進めてきましたが、令和4年度に基本計画を見直し、計画期間を令和22年度まで延伸します。

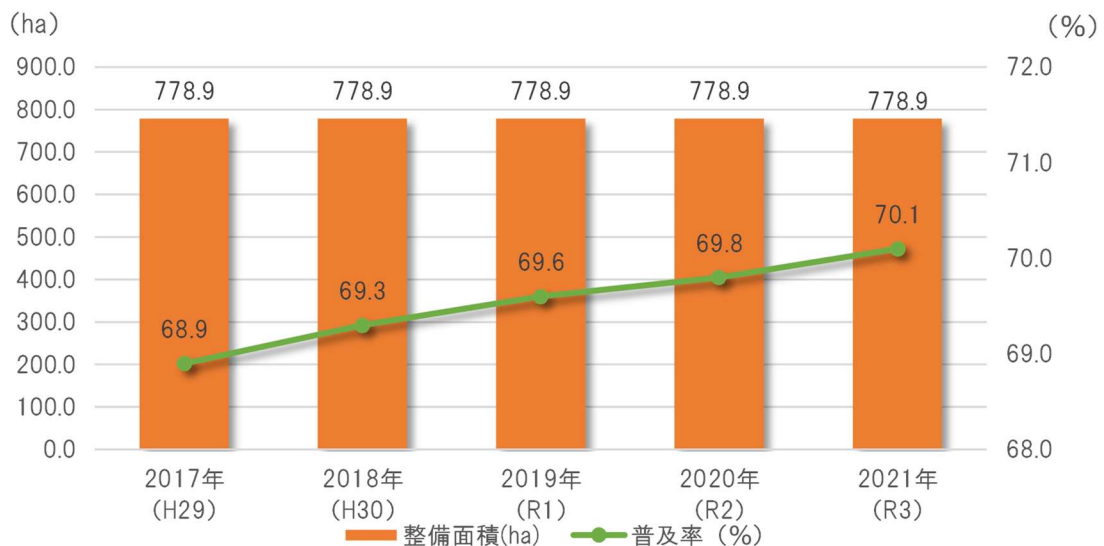
平成29年度から令和3年度の整備面積などの推移を見ると、整備面積779haに対する整備済面積は年々増加し、令和3年度では501ha（進捗率64.3%）となっており、また、普及率は70.1%、接続率は82.6%となっています。

【下水道の整備状況】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
整備面積(ha)	778.9	778.9	778.9	778.9	778.9	
整備済面積(ha)	491.43	492.89	495.80	498.73	500.58	
進捗率(%)	63.1	63.3	63.7	64.0	64.3	
行政人口(人)	27,510	27,004	26,501	25,924	25,390	
処理区域内人口(人)	18,952	18,719	18,436	18,105	17,807	
接続人口(人)	15,199	15,107	14,988	14,856	14,714	
普及率(%)	68.9	69.3	69.6	69.8	70.1	
接続率(%)	80.2	80.7	81.3	82.1	82.6	
管渠延長(km)	汚水	140	143	144	146	147
	雨水	13	13	13	13	13

[出典：上下水道課]

【下水道の整備面積・普及率の推移】



[出典：上下水道課]

(5) 土地区画整理事業の状況

土地区画整理事業の状況を見ると、組合施行の「加茂土地区画整理事業」が昭和10年から昭和12年にかけて実施されているほか、市施行の「加茂都市計画事業西加茂土地区画整理事業」が昭和46年から昭和50年にかけて、また、「加茂都市計画事業加茂駅前土地区画整理事業」が昭和55年から平成8年にかけて実施されています。これら3事業における施工面積総数は、35.7haとなっています。

【土地区画整理事業一覧】

事業	事業主体	施行年度	施行面積 (ha)
加茂土地区画整理事業	組合	昭和10年～昭和12年	4.1
加茂都市計画事業 西加茂土地区画整理事業	市	昭和46年～昭和50年	24.2
加茂都市計画事業 加茂駅前土地区画整理事業	市	昭和55年～平成8年	7.4

[出典：建設課]

(6) 公共施設の分布状況（行政施設、学校等の主要な施設）

加茂市では、小学校、中学校が該当する「学校教育系施設」、市役所が該当する「行政系施設」、勤労青少年ホーム、文化会館などが該当する「市民文化系施設」、下条川ダム自然学習館、図書館などが該当する「社会教育系施設」などの公共施設が立地しています。

各地域に必要な「学校教育系施設」などは各地域に必要な公共施設として市域全体に分布していますが、「スポーツ・レクリエーション系施設」などの多くは用途地域及びその周辺に分布しています。

※加茂地域消防署、加茂・田上町病児保育園及び清掃センターは、加茂市田上町消防衛生保育組合の所有ですので、下記公共施設一覧表に記載していません。

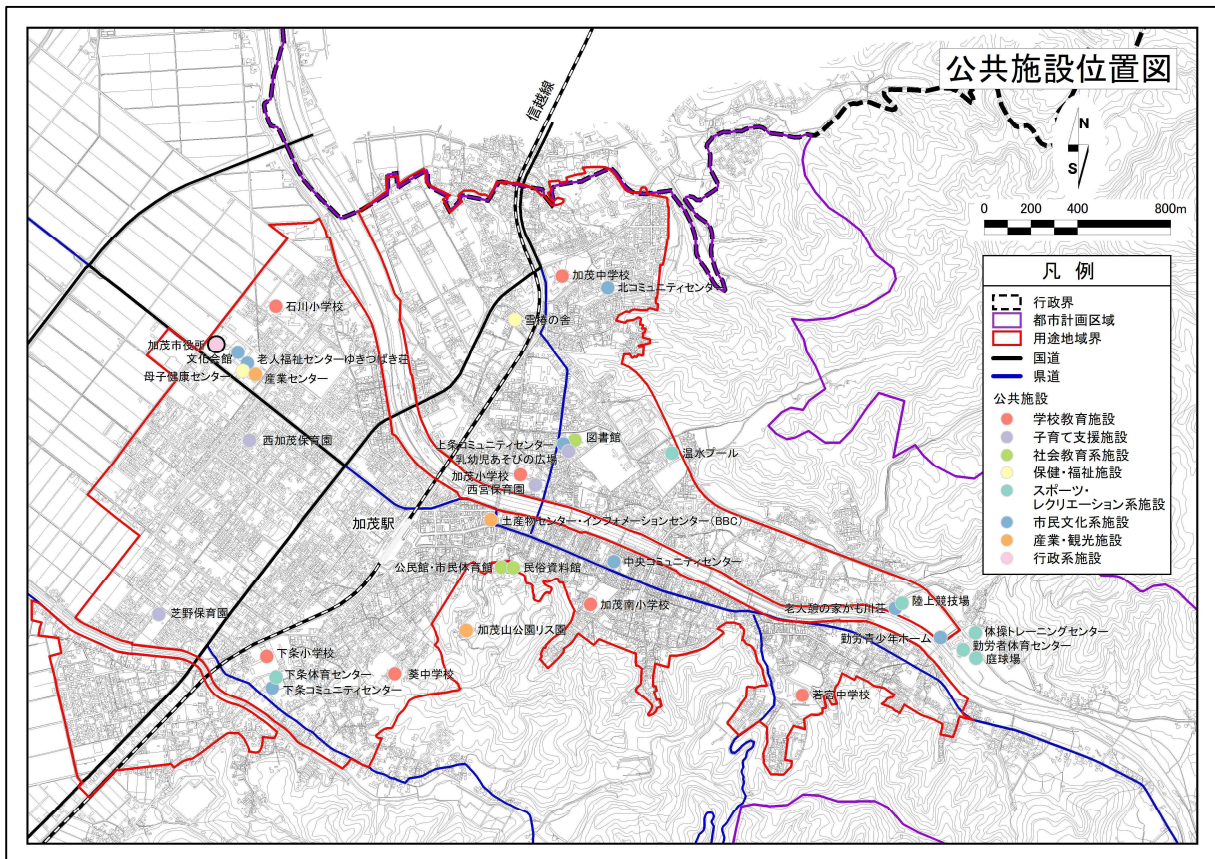
【公共施設一覧】

No.	大分類	施設分類	名称
1	学校教育系施設	学校	加茂小学校
2	学校教育系施設	学校	加茂南小学校
3	学校教育系施設	学校	下条小学校
4	学校教育系施設	学校	七谷小学校
5	学校教育系施設	学校	須田小学校
6	学校教育系施設	学校	石川小学校
7	学校教育系施設	学校	加茂中学校
8	学校教育系施設	学校	若宮中学校
9	学校教育系施設	学校	葵中学校
10	学校教育系施設	学校	七谷中学校
11	学校教育系施設	学校	須田中学校
12	行政系施設	庁舎	市役所
13	市民文化系施設	集会施設	勤労青少年ホーム
14	市民文化系施設	集会施設	文化会館
15	市民文化系施設	集会施設	老人福祉センターゆきつばき荘
16	市民文化系施設	集会施設	老人憩いの家かも川荘
17	市民文化系施設	集会施設	下条コミュニティセンター
18	市民文化系施設	集会施設	七谷コミュニティセンター
19	市民文化系施設	集会施設	須田コミュニティセンター
20	市民文化系施設	集会施設	中央コミュニティセンター
21	市民文化系施設	集会施設	上条コミュニティセンター
22	市民文化系施設	集会施設	北コミュニティセンター
23	社会教育系施設	博物館等	下条川ダム自然学習館
24	社会教育系施設	図書館	図書館
25	社会教育系施設	その他社会教育系施設	公民館・市民体育館
26	社会教育系施設	その他社会教育系施設	公民館西分館（旧加茂西小学校）
27	社会教育系施設	その他社会教育系施設	公民館須田分館
28	社会教育系施設	博物館等	民俗資料館
29	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	陸上競技場
30	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	下条体育センター
31	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	勤労者体育センター
32	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	川西野球場
33	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	七谷野球場
34	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	冬鳥越スキーガーデン
35	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体操トレーニングセンター
36	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	温水プール
37	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	屋内ゲートボール場
38	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	庭球場

No.	大分類	施設分類	名称
39	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	サッカー場
40	産業・観光施設	産業計施設	土産物センター・インフォメーションセンター（BBC）
41	産業・観光施設	産業計施設	ビジターセンター（粟ヶ岳県民休養地）
42	産業・観光施設	産業計施設	産業センター
43	産業・観光施設	産業計施設	加茂山公園リス園
44	産業・観光施設	産業系施設	加茂七谷温泉美人の湯
45	子育て支援施設	幼児・児童施設	須田憩いとあそびの広場
46	子育て支援施設	幼児・児童施設	乳幼児あそびの広場
47	子育て支援施設	幼保・こども園	加茂西宮保育園
48	子育て支援施設	幼保・こども園	西加茂保育園
49	子育て支援施設	幼保・こども園	芝野保育園
50	保健・福祉施設	障がい福祉施設	雪椿の舎
51	保健・福祉施設	保健施設	母子健康センター

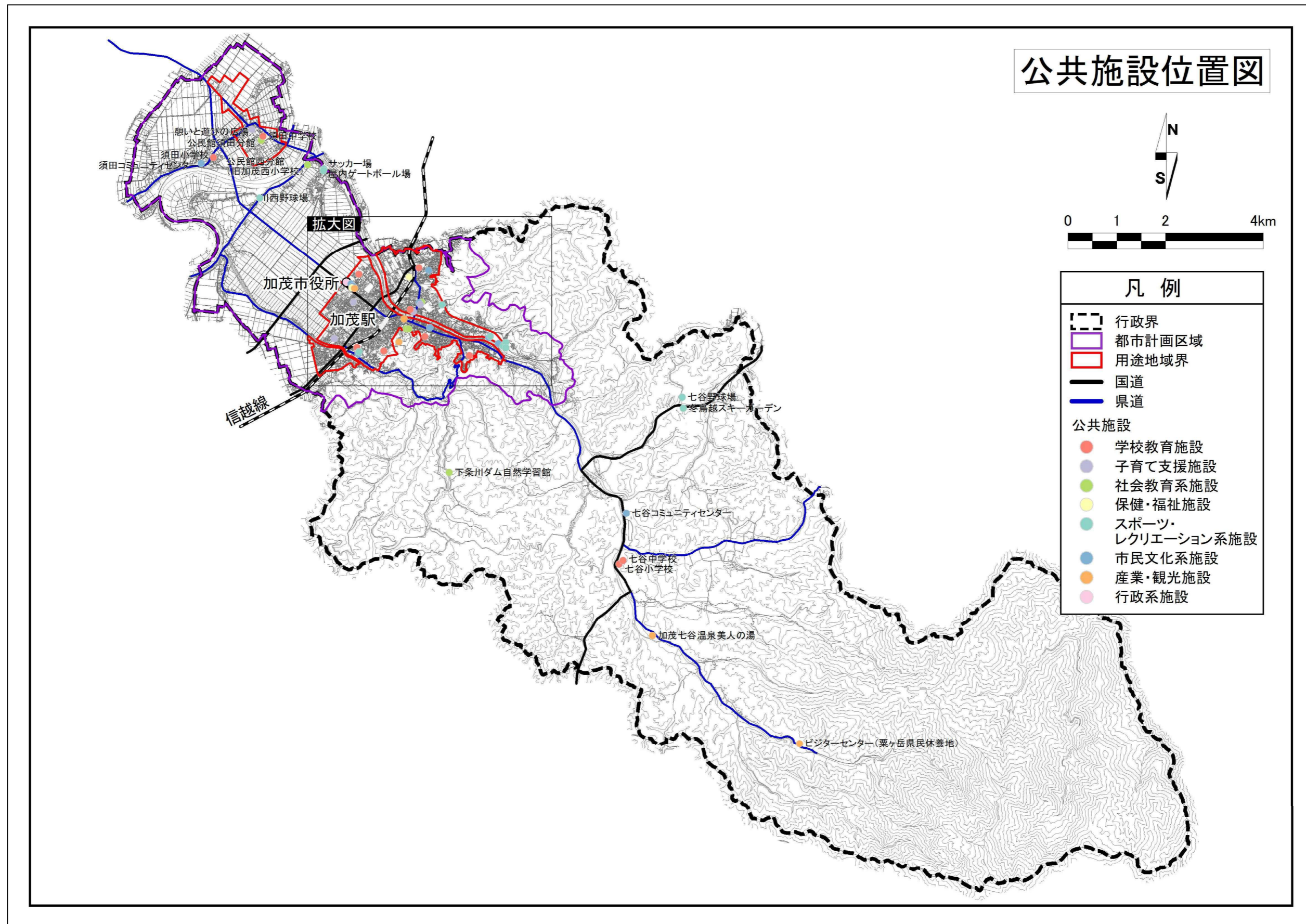
【出典：加茂市公共施設等総合管理計画】

【公共施設の分布状況（用地地域内）】



【出典：加茂市公共施設等総合管理計画】

【公共施設の分布状況（加茂市全域）】



[出典：加茂市公共施設等総合管理計画]

1-8 公共交通

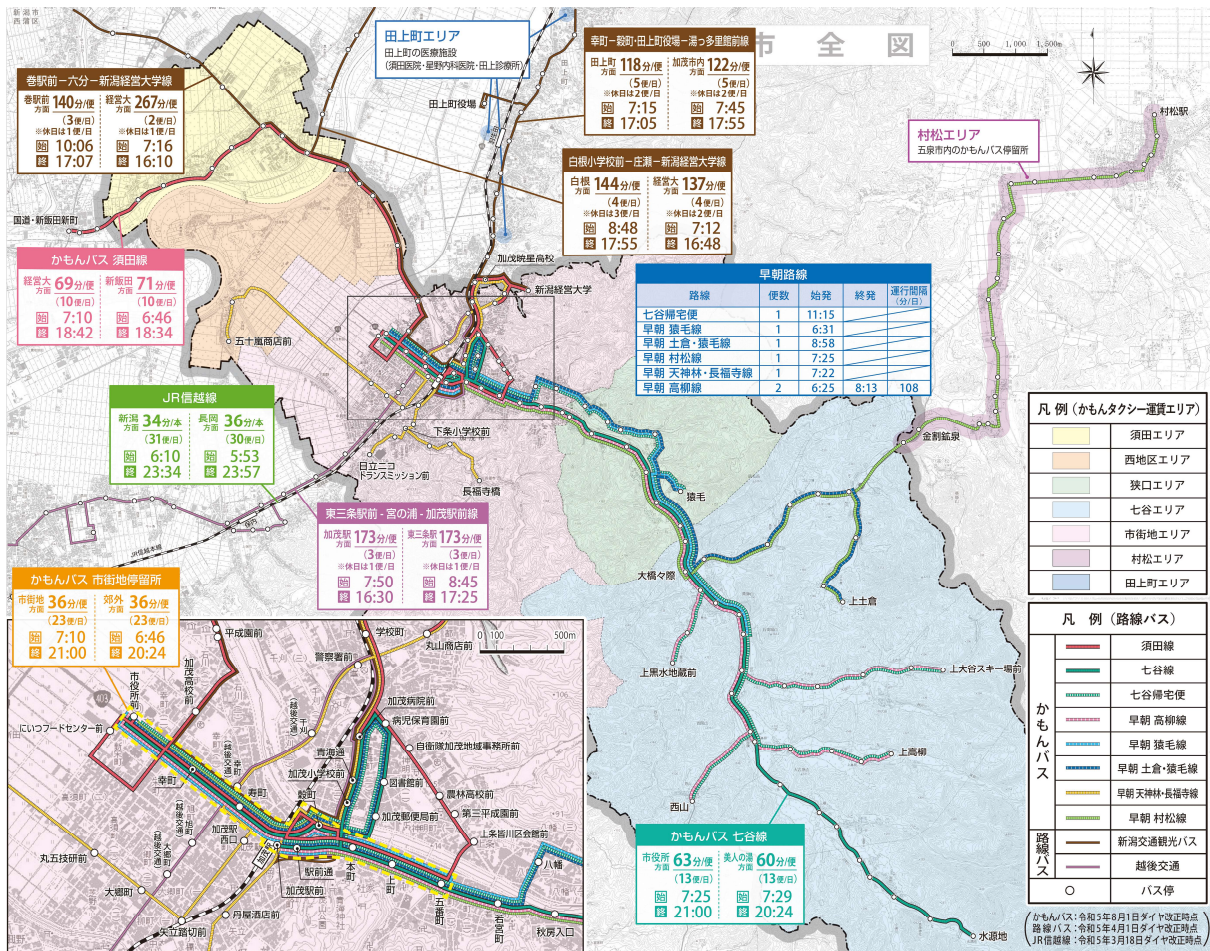
(1) 公共交通の利用者数、ネットワーク

加茂市内では、市営バスのかもんバスが2路線とデマンド交通のかもんタクシーを運行しているほか、市街地と周辺市町を結ぶバス路線が運行しています。

また、鉄道については、信越本線の加茂駅が立地しています。

中心部のかもんバスの運行頻度は市街地方面、郊外方面ともに40分弱の運行頻度となっています。

【公共交通網】

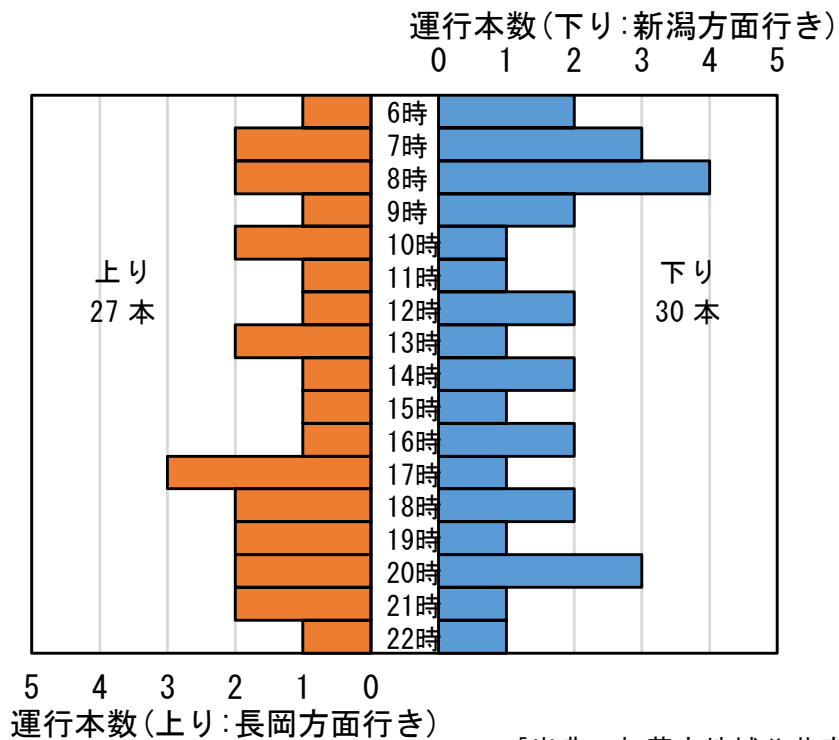


[出典：加茂市地域公共交通計画]

鉄道について、令和5年3月時点における信越本線加茂駅の1日の運行本数を見ると、長岡方面行きが30本、新潟方面行きが27本となっており、6時～22時台で上下線とも最低1時間に1本は確保されています。

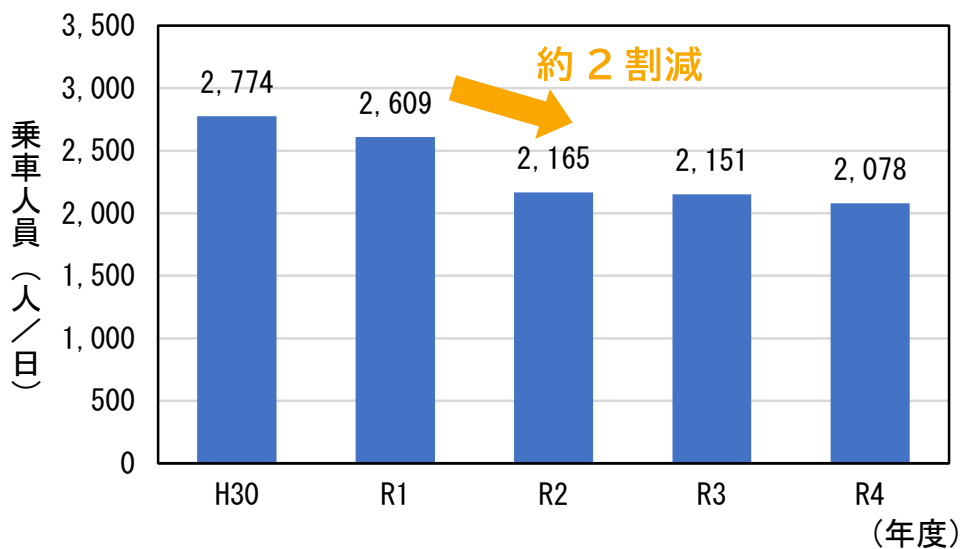
また、1日の平均乗車人員数は、令和2年1月頃から始まった新型コロナウイルス感染症の影響から利用者が2割程度減少し、かなり人流も戻っていた令和4年度になっても利用者は回復していません。

【加茂駅の時間帯別の運行本数（令和5年3月時点）】



[出典：加茂市地域公共交通計画]

【加茂駅の1日平均乗車人員数】



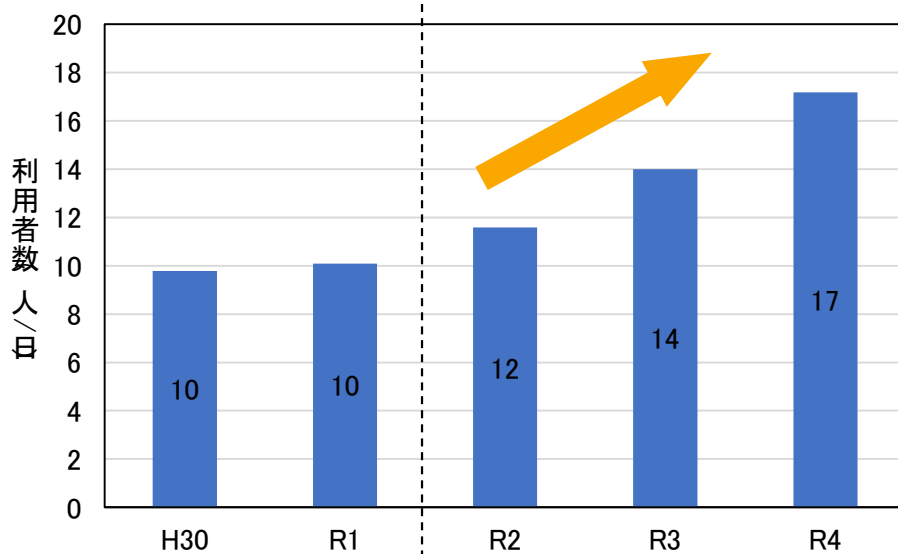
[出典：加茂市地域公共交通計画]

また、加茂市内には、新潟交通観光バス株式会社、越後交通株式会社の路線バスが運行しています。

三条地場産センター～東三条駅～加茂駅路線は利用者が増加していますが、令和2年度より三条市立大学行系統を追加したことによる増加が想定され、加茂市内から市外に通学する大学生が増加したと考えられます（令和4年9月30日廃止）。

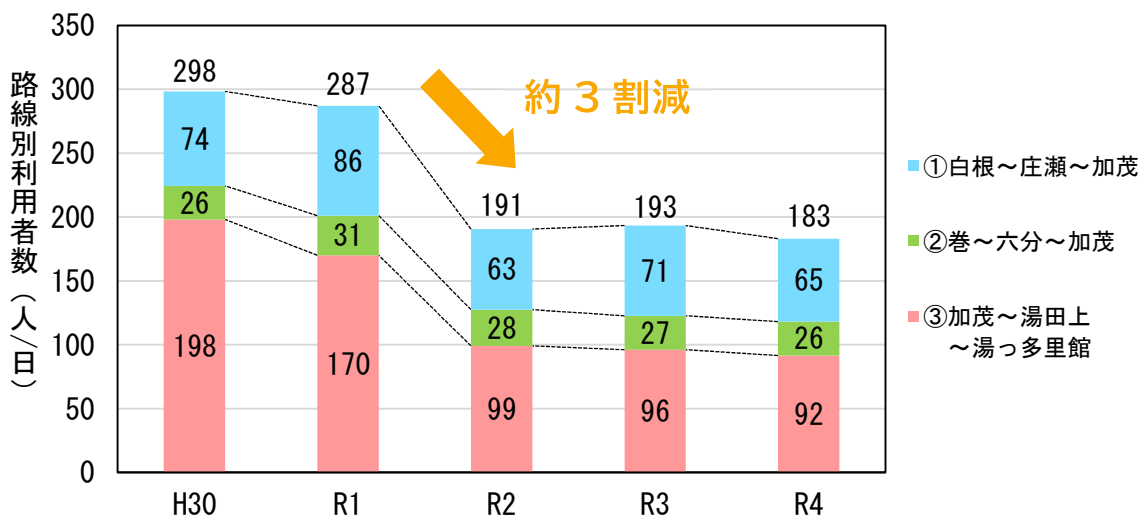
新潟交通観光バスの利用者は、令和2年1月頃から始まった新型コロナウイルス感染症の影響から利用者が3割程度減少し、令和4年度になっても利用者は回復していません。

【路線：三条地場産センター～東三条駅～加茂駅の利用者数 越後交通(株)】



[出典：越後交通(株)]

【新潟交通観光バスの路線別利用者数】

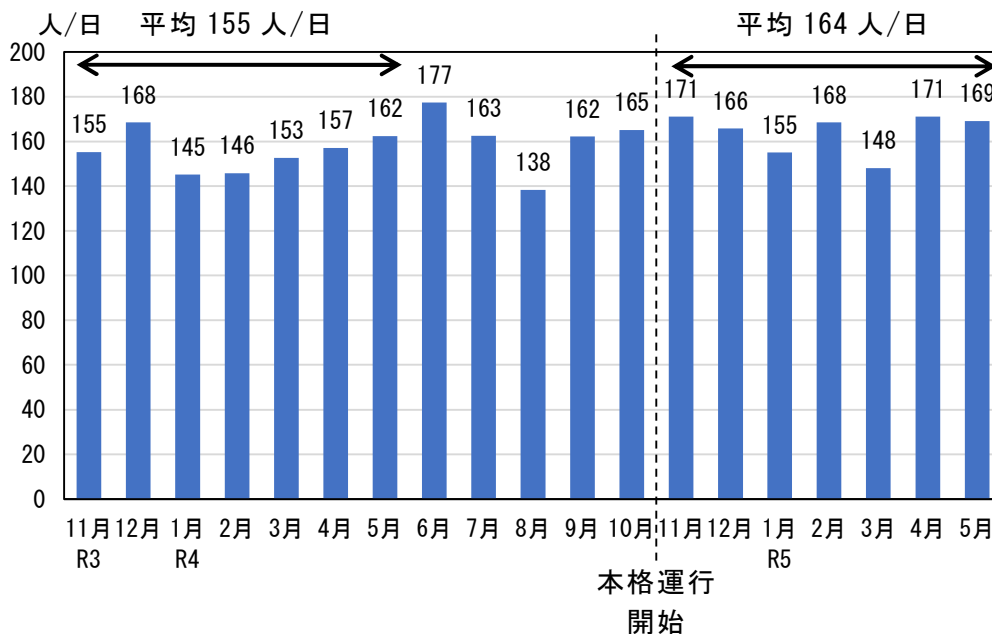


[出典：新潟交通観光(株)]

かもんバスの利用状況を見ると、本格運行開始後の利用者は、平均 164 人/日と、前年の同時期の 155 人/日と比較して増加しています。

引き続き、利用者増に向けた取り組みを続けていくことが望めます。

【かもんバスの月別日平均利用者数】

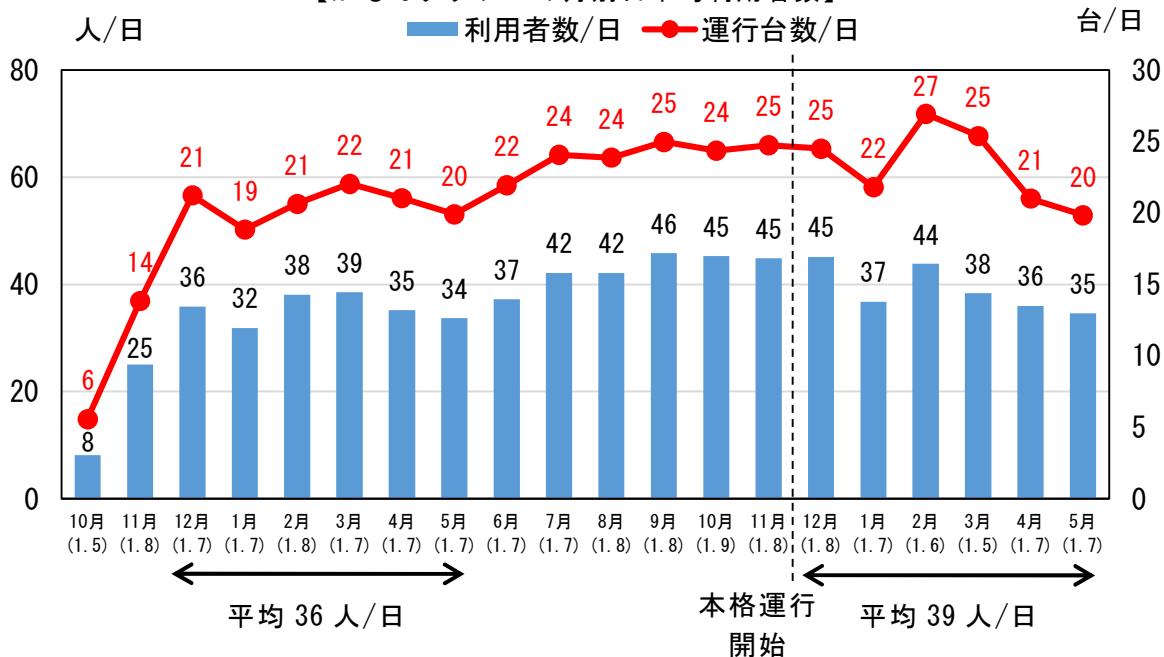


【出典：加茂市地域公共交通計画】

また、かもんタクシーの利用状況を見ると、本格運行開始後の利用者は、平均 39 人/日と、前年の同時期の 36 人/日と比較して増加しています。

平均乗合人数は、約 1.7 人/台で推移しており、今後乗合人数を増やすなど、更なる効率化が望めます。

【かもんタクシーの月別日平均利用者数】



【出典：加茂市地域公共交通計画】

※カッコ内は 1 台あたりの平均乗合人数。

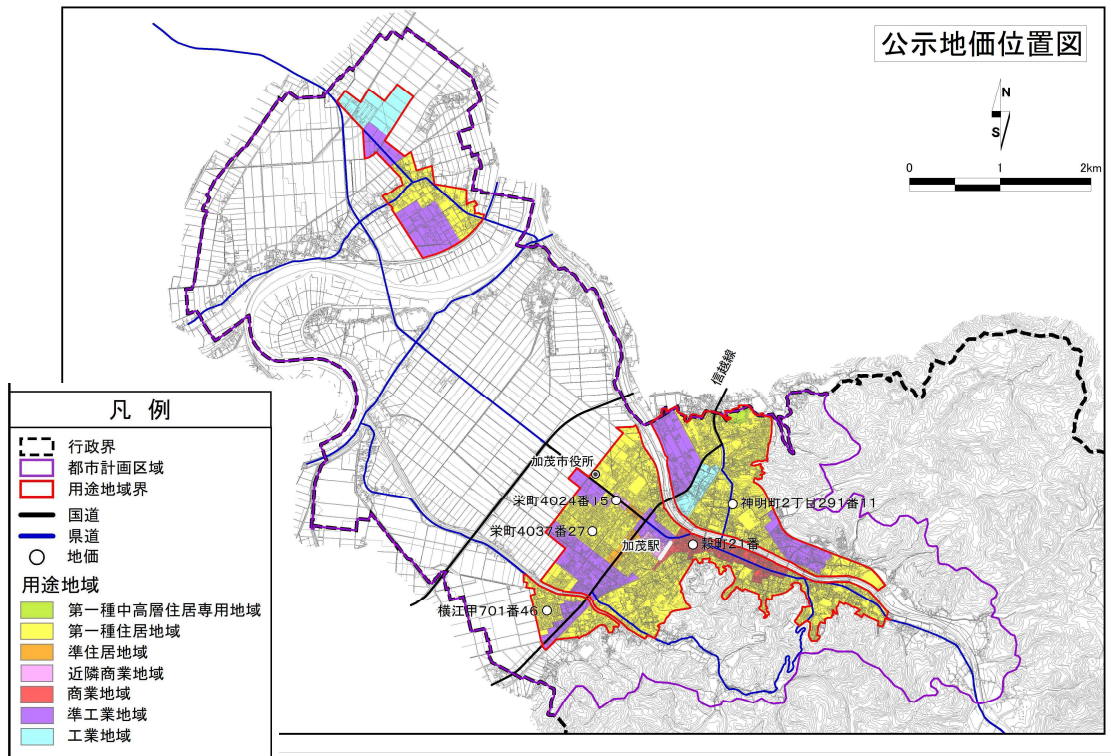
1-9 地価

(1) 地価の動向

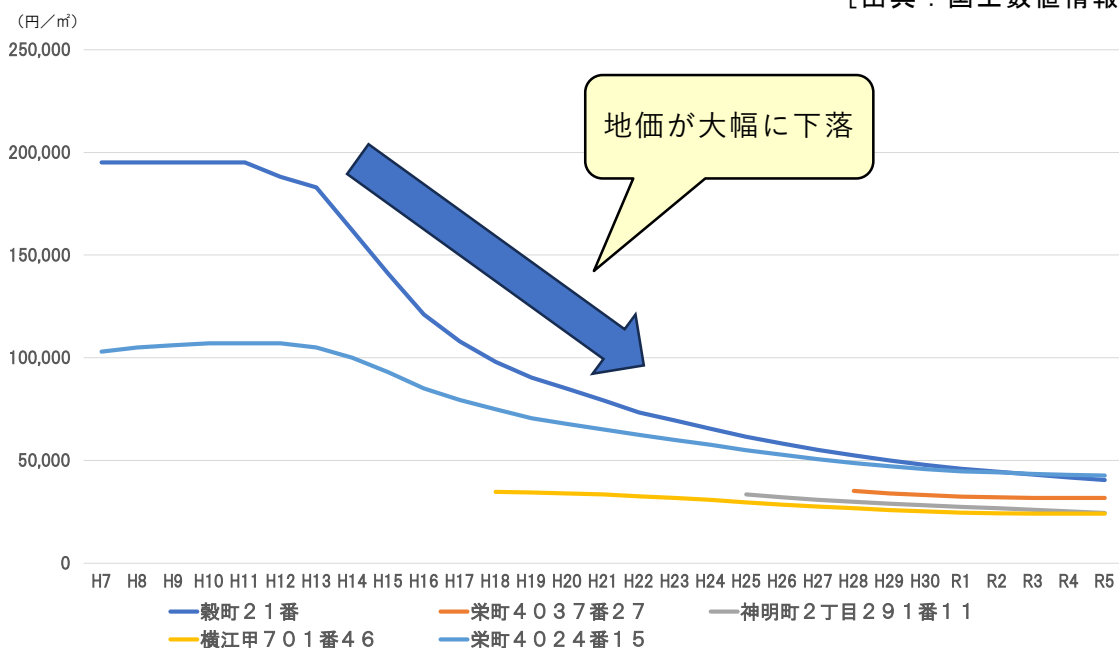
地価の動向を見ると、全5地点で下落傾向が顕著となっています。

商業地域の「穀町 21 番」では、平成 7 年から令和 5 年にかけて地価が大幅に下落しています。(約 8 割下落)

住居系用途地域の「栄町 4037 番 27」、「栄町 4024 番 15」、「神明町 2 丁目 291 番 11」、「横江甲 701 番 46」においても地価が下落傾向にあります。



[出典：国土数値情報]



1-10 歴史・文化・観光

(1) 文化財、史跡

加茂市には、県指定の考古資料である「青海神社境内経塚出土品」や彫刻である「木造大日如来坐像」、「木造伝元三大師坐像」、「木造阿弥陀如来立像」をはじめ、下表のとおり、多くの文化財や史跡を有しています。

また、市指定の建造物である「青海神社社殿 本殿 鶯張廊下」、「鶴巻家住宅 主屋・酒蔵・旧七谷郵便局舎」などは、加茂市の歴史的な面影を残す良好な景観資源となっています。

このような文化財・史跡は、加茂駅東側の中心市街地が形成された用途地域を中心に、市内全域に点在して見られます。

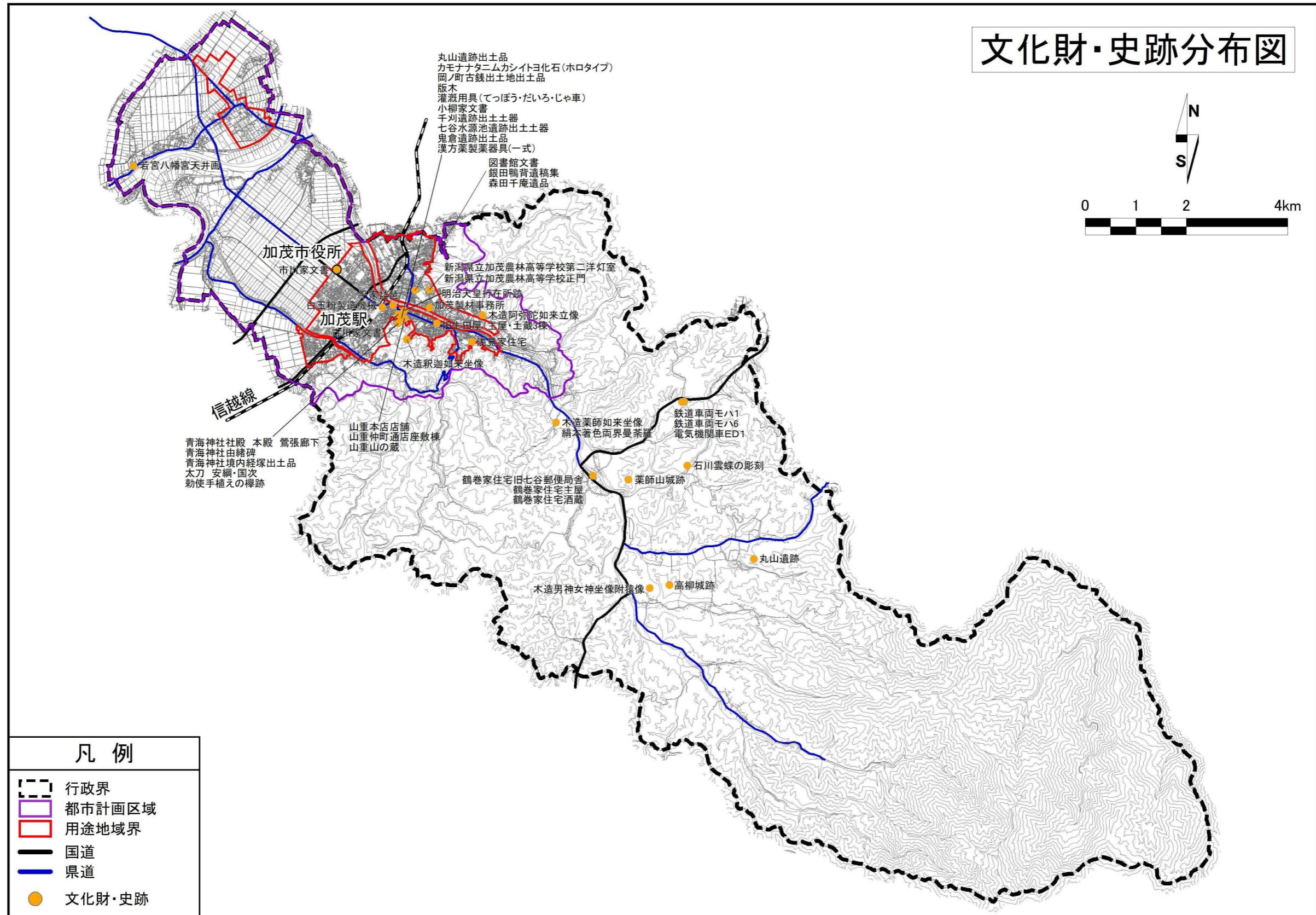
【文化財、史跡一覧】

No.	種別	名称
1	考古資料	青海神社境内経塚出土品【県指定】
2	彫刻	木造大日如来坐像【県指定】
3		木造伝元三大師坐像【県指定】
4		木造阿弥陀如来立像【県指定】
5	建造物	青海神社社殿（本殿・鶯張廊下）
6		青海神社由緒碑
7		鶴巻家住宅 主屋・酒蔵
8		鶴巻家住宅 旧七谷郵便局舎
9		浅見家住宅
10		加茂製材事務所
11	絵画	旧生田屋主屋・土蔵（3棟）
12		古川茂陵画像
13		絹本著色両界曼荼羅
14		若宮八幡宮格天井画
15	工芸品	太刀（安綱・国次）
16	書籍・典籍	良寛遺墨
17	古文書	古川家文書
18		市川家文書
19		図書館文書（絵図）
20		浅野家文書
21		小柳家文書
22		斎藤家文書
23		小柳家文書
24	考古資料	七谷水源池遺跡出土土器
25		千刈遺跡出土土器
26		丸山遺跡出土品
27		鬼倉遺跡出土品
28		板碑（黒水東）
29	歴史資料	岡ノ町古銭出土地出土品
30		版木
31		鉄道車両（モハ1）
32		鉄道車両（モハ61）
33		電気機関車 ED1
34		森田千庵遺品
35		銀田鴨背遺稿集
36		白玉粉製造機械

No.	種別	名称
37	芸能	平家琵琶
38		長唄うしろ面
39	有形民俗文化財	灌漑用具（てっぽう、だいろ、じゃ車）
40		漢方薬製薬器具
41		手加工時代の建具製造工具
42	無形民俗文化財	青海神社神事（鎮火祭・御粥神事）
43	史跡	勅使手植の樺跡
44		明治天皇御行在所跡
45		加茂山要害城砦跡
46		丸山遺跡
47		高柳城跡
48		薬師山城跡
49	天然記念物	翁杉
50		カモナナタニムカシトヨ化石（ホロタイプ）
51	彫刻	阿弥陀如来立像（銅造）
52		木造二天王立像
53		木造薬師如来坐像
54		木造男神女神坐像（2 軀）付猿像（1 軀）
55		木造釈迦如来坐像
56		石川雲蝶の彫刻
57	建造物	山重本店店舗【国登録】
58		山重仲町通店座敷棟（旧加茂錦酒造主屋）【国登録】
59		山重山の蔵（旧加茂錦酒造酒蔵）【国登録】
60		新潟県立加茂農林高等学校第二洋灯室（ランプ記念館）【国登録】
61		新潟県立加茂農林高等学校正門【国登録】

[出典：社会教育課]

【文化財・史跡の分布状況】



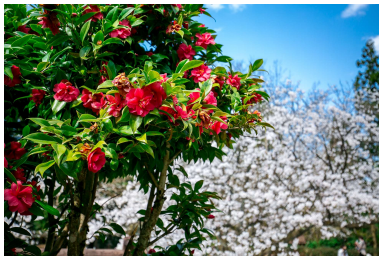
[出典：社会教育課]

(2) 祭り・イベント

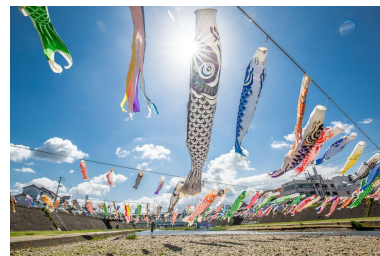
加茂市では、加茂市の花である雪椿にちなんだ「雪椿まつり」が毎年4月に加茂山公園で開催されるほか、青海神社や長瀬神社の春季祭礼・秋季祭礼、加茂川を泳ぐ鯉のぼりなど、年間を通して、四季や加茂市の歴史を感じることができる祭りやイベントが開催されています。

【加茂市で行われる祭り・イベント】

開催日	名称
4月上旬～5月上旬	雪椿まつり
4月上旬～5月上旬	加茂川を泳ぐ鯉のぼり
5月20日～21日	青海神社 春季祭礼（加茂まつり）
6月14日～15日	長瀬神社 春季祭礼（上条まつり）
8月14日	越後加茂川夏祭り
8月31日～9月1日	青海神社 秋季祭礼
9月14日～15日	長瀬神社 秋季祭礼
9月下旬（予定）	小京都を楽しむ会 AKARIBA
10月中旬	商店街秋まつり



雪椿まつり



加茂川を泳ぐ鯉のぼり



加茂まつり



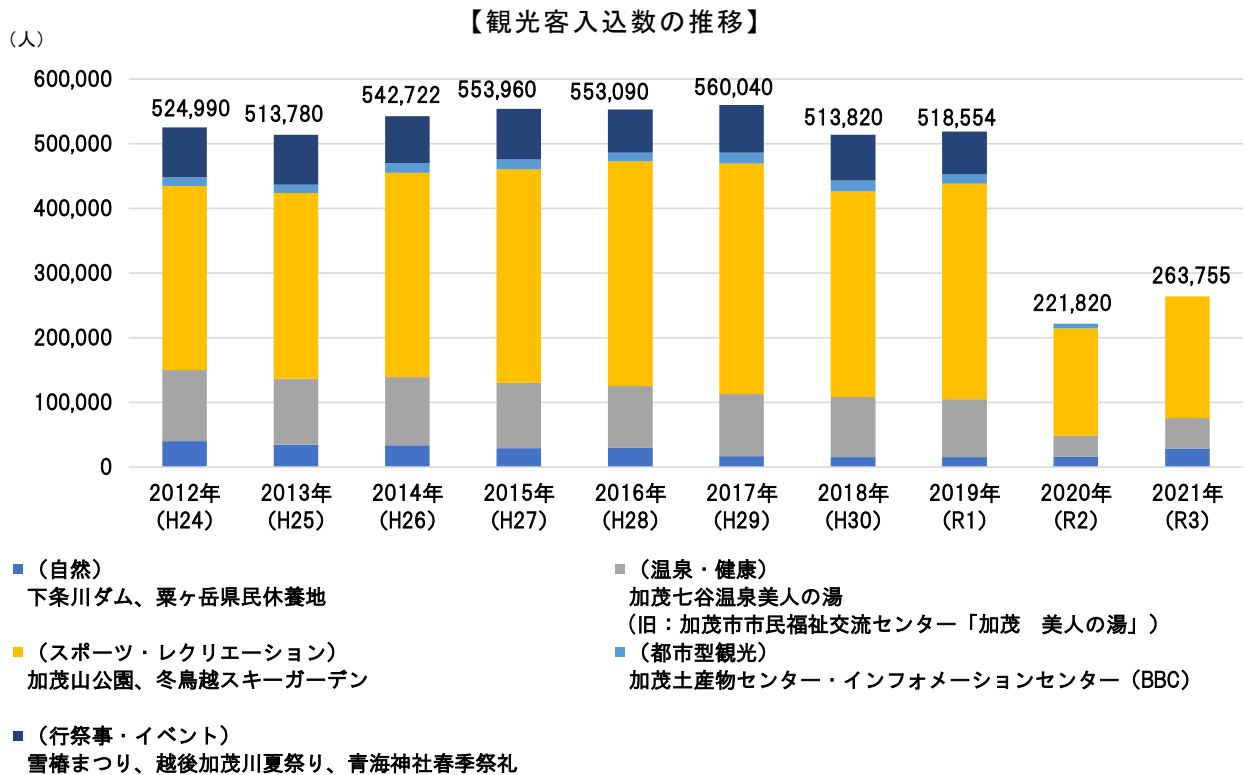
上条まつり

[出典：商工観光課]

(3) 観光入込客数

平成 24 年から令和 3 年における新潟県観光入込客統計調査による観光入込客数の推移を見ると、令和元年までは 50 万人台で推移していましたが、令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響から 20 万人台にまで減少しています。

分類別で見ると、「スポーツ・レクリエーション」が最も多く、次いで、「温泉・健康」、「行祭事・イベント」と続きます。令和 2 年、令和 3 年は新型コロナウイルス感染症の影響から「行祭事・イベント」が開催されていません。



[出典：新潟県観光入込客統計調査]

1-11 災害

(1) 洪水、土砂災害ハザード

近年の激甚化・頻発化する自然災害の発生状況を踏まえ、加茂市では、「加茂市国土強靱化地域計画」（令和3年3月）の策定、「加茂市地域防災計画」（令和5年7月修正等）の修正（原子力災害対策編は作成）を行うとともに、「加茂市土砂災害ハザードマップ」（令和2年3月）、「加茂市洪水ハザードマップ」（令和5年5月）、「マイ・タイムライン（わたしの避難計画）」などを作成しています。市民の防災意識の向上と災害への備えの充実に取り組んでいます。

【加茂市のハザードマップ及びマイ・タイムライン】



(2) 避難施設

令和5年4月1日現在、加茂市においては、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」として利用できる屋内施設45箇所、「指定避難所」として利用できる屋外施設29箇所を指定しています。

また、一般の避難所での共同生活が難しい障がい者などの要配慮者のための「福祉避難所」を4箇所指定しています。

(3) 緊急輸送道路

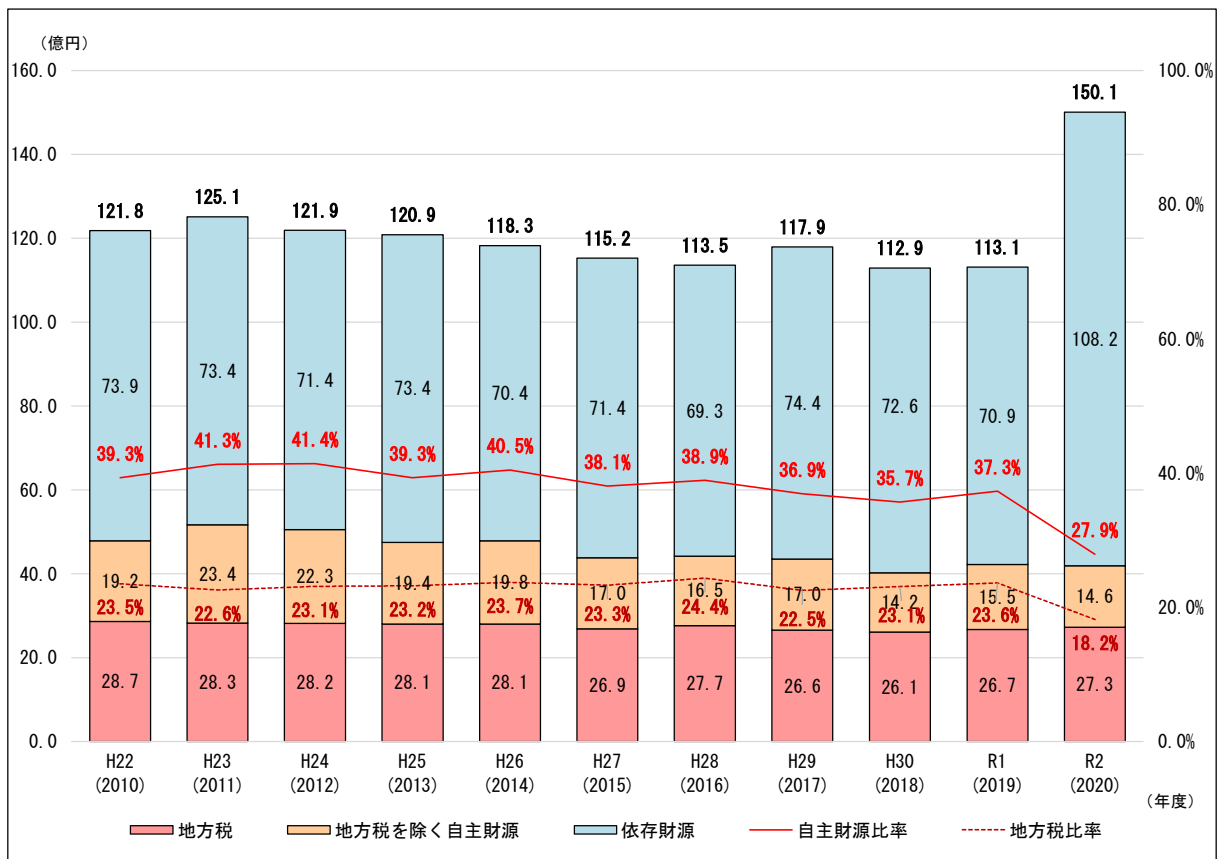
加茂市では、1次緊急輸送道路（高速自動車国道と県庁所在地等の防災拠点を連絡する一般国道）と梯子状に代替性を確保する道路のほか、市役所等の主要な防災拠点を連絡する「2次緊急輸送道路」として、国道403号、国道290号が指定されています。

1-12 財政

(1) 財政状況（歳入・歳出）

平成 22 年から令和 2 年における歳入の推移を見ると、歳入額は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年を除き、約 113 億円から約 125 億円で推移しており、地方税を含めた自主財源の比率は歳入全体の約 4 割程度に留まっています。

【歳入の推移】



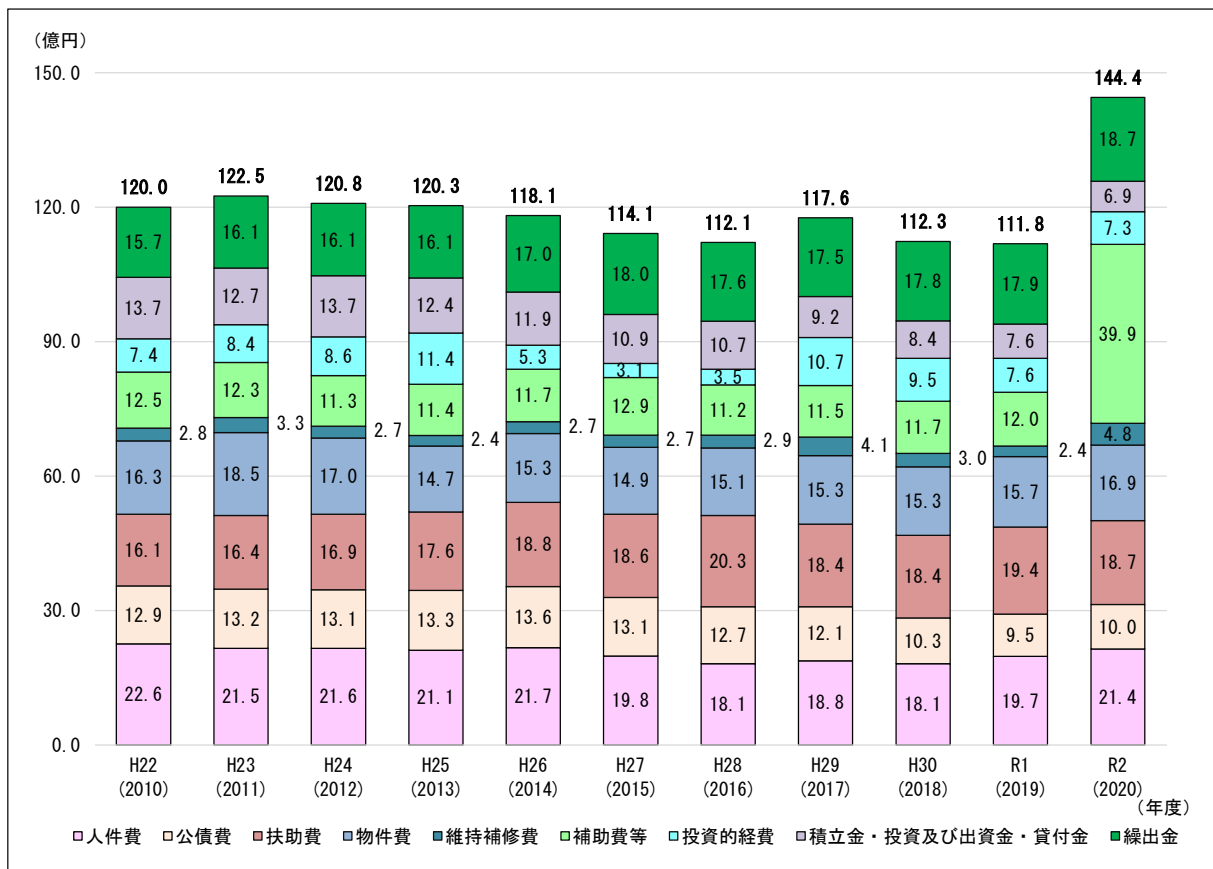
[出典：決算カード]

※R2 年度歳入の依存財源が大幅に増加している理由は、新型コロナウイルス感染症対策関連の財源として、国庫支出金としての交付金が多く含まれているため。

また、平成22年から令和2年における歳出の推移を見ると、歳出額は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年を除き、約112億円から約123億円で推移しています。

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は横ばいに推移しているものの、今後も少子高齢化が進行することによる扶助費の支出割合の増加が見込まれるため、公共施設の整備等に充当する投資的経費の財源の確保がさらに難しくなることが見込まれます。

【歳出の推移】



[出典：決算カード]

※R2年度歳出の補助費等が大幅に増加している理由は、新型コロナウイルス感染症対策関連に対する助成金等による歳出が多くあったため。

2. 上位・関連計画の概要

2-1 上位計画の概要

(1) 加茂都市計画区域マスタープラン〔平成 29 年 3 月 新潟県〕

新潟県は、平成 16 年度に県内全ての都市計画区域について都市計画区域マスタープランを策定しています。その後、当初策定後概ね 10 年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行うため、新たな都市計画区域マスタープランを策定しており、「加茂都市計画区域マスタープラン」を平成 29 年 3 月に策定しています。

■ 目標年次

加茂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次は平成 42 年とする。

■ 範囲及び規模

本都市計画区域は、新潟県のほぼ中央部に位置し、加茂市、田上町の各一部によって構成される広域の都市計画区域である。

本区域の範囲及び規模は次のとおり。

都市計画区域名	市町村名	範囲	規模
加茂 都市計画区域	加茂市	行政区域の一部	2,997ha
	田上町	〃	2,568ha
計			5,565ha

■ 当該都市計画区域の都市づくりの目標

新潟県の都市計画は、「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

地域の状況を踏まえ、本都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

① 都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進

今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。また、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、圏域内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

② 文化・産業・自然など多様な資源の保全と活用

都市部にうるおいをもたらす田園・水辺空間と、里山や平野部の自然環境を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、地域の歴史・産業・文化・技術、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

③ 災害の教訓を活かして安全・安心に暮らせる都市

過去の水害の経験を活かすとともに、地震、土砂災害、雪害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

■市街地の土地利用の方針

① 基本方針

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

②主要用途別の土地利用の方針

ア 商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

古くからの中心商業地として商店街が形成されているJR加茂駅前から仲町、上町、五番町、新町などの地区では、土地利用の効率化などにより、商業集積とにぎわいの創出を図る。

加茂市の新栄町地区は、市役所や文化会館などの公共施設が集積する地区に隣接する地区であり、地域住民のための日常的な買い物の拠点として活性化を図る。

田上町役場周辺の前ヶ崎西地区は、地域住民や来訪者の交流を促すとともに、行政や買い物など生活サービスの拠点として活性化を図る。

イ 工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

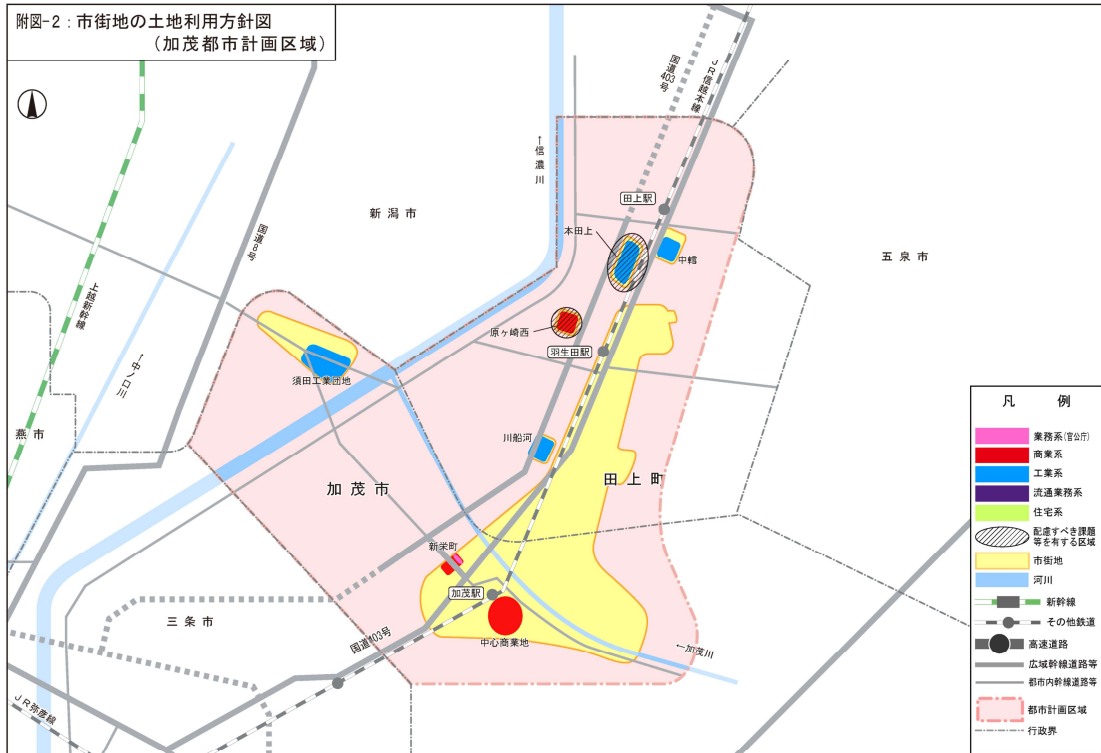
既存の工業地域では、引き続き交通の利便性を活かし、産業の集積や機能維持を図る。

ウ 住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

まちなかにおいては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

【市街地の土地利用方針図】



(2) 加茂市総合計画〔令和3年10月 加茂市〕

加茂市は、本市の最上位計画に位置付けられ、まちの将来像を描き、本市が取り組むべき施策の方向性を示す「加茂市総合計画」を策定しています。

■ まちの将来像

総合計画においては、目指すまちの将来像を、次のとおり定めます。

「笑顔あふれるまち 加茂」

(将来像に込めた思い)

加茂市が目指すのは、「笑顔あふれるまち」です。加茂市に暮らす人、加茂市を訪れる人、すべての人に「笑顔」があふれるまち、そんなまちをつくります。

では、どうやって笑顔を作っていくのか。笑顔になるのは「人」、つまり「人」を中心に加茂市は何が大切かを考え、次の2つのことに重点的に取り組みます。

○市民が生涯にわたって健康であること。

何をやるにも体が第一、健康を基本に考えます。

○教育や文化を大切にすること。

人生を、心を豊かにする、教育や文化に力を注ぎます。

また、行政の取組だけでは、「笑顔あふれるまち」はつくれません。市民一人ひとりが、みんなの笑顔のために、人とひととの共生、人と自然との共生を目指し、行動することが大切です。

●どんなに技術が進歩しても、人とひとのつながりと支えあいを大切にすること。

●国籍、性別、年齢、障がいの有無を超えた多様性（ダイバーシティ）を受け入れ、それぞれの個性や魅力を活かし（インクルージョン）、まちづくりの原動力にすること。

●加茂の自然を大切にするとともに、地球環境にも寄り添う意識を持ち続けること。

市民がこの3つを心がけ、行動することで、人々の笑顔があふれ、未来につながるまちができると考えます。

行政も「もっと良い方法はないか」の改善の精神とともに、市民の声に真摯に耳を傾け、「笑顔あふれるまち」を実現していきます。

■まちづくりの基本目標

まちの将来像を実現するため、分野ごとの基本目標を次のとおり定めます。

(1) 子育て・教育

未来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ育つまち

地域で子育てを支え、教育を充実させることで、子どもたちが心豊かに成長できるまちをつくりま

(2) 健康・福祉

ともに支えあい、だれもが安心して健やかに暮らせるまち

誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまちをつくりま

(3) 生活・環境、生活基盤

安全・安心で環境にやさしいまち

災害に強く安心して生活できるまちをつくりま

(4) 芸術・文化、スポーツ、自治・人権

学び、集い、ふれあって、自分らしく活動できるまち

生涯を通じて学びや芸術やスポーツに触れる機会を提供します。市民が自ら考え、地域で自分らしく活動できるまちをつくりま

(5) 都市の魅力創造、産業・雇用

人が集い、賑わいと活力があふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまち

地域の魅力を活かして、人が集まり、賑わいと活力のあるまちづくりを進め、経済を活性化させ働く場所を創出します。

(6) 行政活動

社会の変化に対応し、市民に寄り添い、未来への責任を担うまち

目まぐるしく変化する社会に対応し、市民の声に耳を傾け寄り添いながら、持続可能なまちをつくりま

2-2 関連計画の概要

(1) 加茂市公共施設等総合管理計画〔令和4年3月 加茂市〕

加茂市は、公共施設等の全体状況を把握し、中長期的な視点をもって公共施設等の管理を行っていくため、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた「加茂市公共施設等総合管理計画」を策定しています。

■ 公共施設等マネジメントの原則

課題を解消し、公共サービスをより良い形で将来世代へ引き継いでいくため、公共施設等マネジメントの基本方針を設定します。

基本方針1 継続可能な公共サービスの提供

基本方針2 コストの縮減と財源の確保に向けた取り組み

基本方針3 多様なニーズ、社会の変化に対応した施設の提供

■ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針

- ・法定点検と日常点検の実施
- ・メンテナンスサイクル構築
- ・速やかな措置による安全性確保

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・計画的な維持管理・修繕・更新の実施
- ・効率的な更新及び維持管理

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

- ・計画的な耐震化の推進
- ・計画的な長寿命化の推進

(4) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・誰にでも利用しやすい施設整備

(5) 統合や廃止の推進方針

- ・施設総量の適正化

(6) 未利用資産の活用や処分に関する方針

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

- ・職員の意識啓発や技術向上
- ・補助制度等の活用
- ・広域連携
- ・民間事業者との連携
- ・市民との協働・連携
- ・受益者負担の適正化
- ・施設等の有効活用による財源確保

(2) 加茂市国土強靱化地域計画〔令和3年3月 加茂市〕

加茂市は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針となる「加茂市国土強靱化地域計画」を策定しています。

■基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

■事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政活動は維持する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともにこれらを早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する。

■基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた知見を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱化を損なう本質的要因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みを推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災などの効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

■地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活躍できる環境整備に努める。
- ・高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

(3) 加茂市地域防災計画〔令和5年7月 加茂市〕

加茂市は、本市における風水害、震災およびその他の災害への備え、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とした「加茂市地域防災計画」を策定しています。

■災害に強いまちづくり

第1 計画の方針

災害に強いまちづくりを推進するため、市は、国、県等の都市整備に関係する各種機関と協力して、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備としての公共施設整備のほか、住宅、業務、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な市街地の解消などの総合的なまちづくりの施策を展開する。

第2 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

(1) 防災に配慮したまちづくり計画の策定推進

市は、災害発生時における市民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 都市計画マスタープランでの防災まちづくりの方針の明確化

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を明確にし、都市計画策定上の指針となるべきである。このため、市は、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランの中に明確に位置づけることによって、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第3 災害に強い都市構造の形成

災害に強いまちづくりを推進するため、都市の地形、地質的特徴を市民に公表、周知し、気象情報等災害に関する情報の観測、伝達体制の整備と防災に資する各種都市施設の総合的、一体的整備により、災害に強い都市構造の形成を図ることが重要である。

1 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表

(1) 市は、河川管理者等が浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表することにより、これら災害の発生のおそれのある土地の区域については都市的土地利用を推奨せず、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化への誘導を図る。

(2) 市は、浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を十分考慮して、避難路・避難地の整備に努める。

2 防災上安全な市街地の整備の推進

市は、県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により、防災上安全な市街地の整備を推進する。

3 低地における市街地の浸水対策等の推進

市及び民間の開発事業者は、その開発に当たって、必要な防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制・保水・遊水機能が確保されるよう、低地における市街地の浸水対策を推進する。

4 土砂災害危険箇所の整備推進

市は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止施設の整備等の推進を関係機関に働きかけるとともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進する。

5 要配慮者対策の推進

市は、施策の整備・強化等により、災害時における要配慮者の安全確保に努める。

- (1) 災害関係情報の迅速で分かりやすい方法による伝達や警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努める。
- (2) 避難地、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。
- (3) 災害時における要配慮者等の安全確保と災害後の地域サービスの充実のため、地域の防災拠点として高齢者福祉施設等の社会福祉施設の整備を推進する。

第4 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

1 防災に資する公共施設の整備

(1) 河川・水路の整備

市を含む河川・水路管理者は、河川・水路について、築堤、河床掘削等の河道の整備・建設、内水（河川に排水できずに氾濫した水）排除施設の整備及び必要に応じ下水道事業による雨水渠の整備等に努める。

(2) 土砂災害防止施設の整備

国及び県は、保安林の指定及びその整備並びに土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所における施設整備に努める。

2 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、消防庁舎、警察署庁舎等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、防災備蓄拠点等を有機的に結ぶ道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を、国及び県と連携・協力し推進する。

(2) 避難路ネットワークの整備

市は、浸水想定区域、洪水ハザードマップ等を十分考慮して、災害時の市民の円滑な避難を確保するための避難路ネットワークの計画的な整備を進める。

(3) 避難場所等の整備

市は、県の協力を得て、災害時における市民の安全で円滑な避難を確保するための公共施設を整備する。なお、整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

(4) 防災公園の整備

市は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園について、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

(5) 都市のオープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第5 積雪期の対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。